

令和5年3月定例会  
(2023年)

議案書②

2月24日提出

【条例】

市議案第17号

豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和5年（2023年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

豊中市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療に要する費用の助成に関する事務に利用することができる特定個人情報として戸籍関係情報を追加するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年豊中市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )				( 改 正 後 )			
別表第2				別表第2			
	機関	事務	必要とする他の事務の特定個人情報		機関	事務	必要とする他の事務の特定個人情報
(省 略)				(省 略)			
2	市長	豊中市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報、医療保険給付関係情報、障害者関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって市規則で定めるもの	2	市長	豊中市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療に要する費用の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報、医療保険給付関係情報、障害者関係情報、 <u>戸籍</u> 関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって市規則で定めるもの
(省 略)				(省 略)			

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

市議案第18号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する  
条例の設定について

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和5年（2023年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

とよなか都市創造研究所運営委員会を廃止するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）			（ 改 正 後 ）		
（設置） 第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めのあるものを除くほか、市に執行機関の附属機関として、次の委員会を置く。			（設置） 第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めのあるものを除くほか、市に執行機関の附属機関として、次の委員会を置く。		
附属機関の 属する執行 機関	附属機関	担当事務	附属機関の 属する執行 機関	附属機関	担当事務
市長	（省 略）		市長	（省 略）	
	とよなか都市創	都市政策に関する調査及び研究計画の策定等に			
	造研究所運営委 員会	ついでに調査審議に関する事務			
	（省 略）			（省 略）	
（省 略）			（省 略）		

附 則

この条例は、令和5年6月1日から施行する。

市議案第19号

職員定数条例の一部を改正する条例の設定について

職員定数条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和5年（2023年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

市長部局，上下水道局及び教育委員会の職員並びに消防職員の定数を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例（昭和27年豊中市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の補助機関たる職員（上下水道局の職員を除く。） <u>1, 7 9 3</u> 人</p> <p>(2) 上下水道局の職員 <u>2 5 5</u>人</p> <p>(3) 教育委員会の職員（教育機関の職員を含む。） <u>2 6 8</u>人</p> <p>(4)・(5) (省 略)</p> <p>(6) 消防職員 <u>4 1 1</u>人</p>	<p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の補助機関たる職員（上下水道局の職員を除く。） <u>1, 8 3 7</u> 人</p> <p>(2) 上下水道局の職員 <u>2 5 3</u>人</p> <p>(3) 教育委員会の職員（教育機関の職員を含む。） <u>2 8 9</u>人</p> <p>(4)・(5) (省 略)</p> <p>(6) 消防職員 <u>4 1 2</u>人</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

市議案第20号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例の設定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和5年（2023年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

小・中学校任期付常勤講師の給与を改正するとともに、その他所要の規定を整備するため、提案するものである。



豊中市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年豊中市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第28条の3 (省 略)</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>4,800円</u>を超えない額の範囲内で、市規則で定める額とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～8 (省 略)</p> <p><u>9 別表第8の規定にかかわらず、同表の適用を受ける職員であつて、その受ける号給が附則別表に掲げられているものの給料月額は、当分の間、同表の左欄に掲げる号給の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額とする。</u></p>	<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第28条の3 (省 略)</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>5,100円</u>を超えない額の範囲内で、市規則で定める額とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～8 (省 略)</p> <p><u>9 削除</u></p>

附則第10項を次のように改める。

10 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、教員に係る次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第1項	(3) 医療職給料表(別表第3) ア 医療職給料表(1) イ 医療職給料表(2)	(3) 医療職給料表(別表第3) ア 医療職給料表(1) イ 医療職給料表(2) (4) 教育職給料表(附則別表)
第7条第3項	給料表に	給料表(教育職給料表を除く。)に
第28条の3第1項	小・中学校任期付常勤講師	教育職給料表の適用を受ける職員及び小・中学校任期付常勤講師
第28条の3第2項	5, 100円	7, 500円

附則別表を次のように改める。

附則別表

教 育 職 給 料 表

号給	給 料 月 額
	円
1	3 9 3, 7 0 0
2	3 9 5, 5 0 0
3	3 9 7, 3 0 0
4	3 9 9, 0 0 0
5	4 0 0, 6 0 0
6	4 0 2, 4 0 0
7	4 0 4, 2 0 0
8	4 0 6, 1 0 0
9	4 0 7, 9 0 0
1 0	4 0 9, 6 0 0
1 1	4 1 1, 3 0 0
1 2	4 1 2, 9 0 0
1 3	4 1 4, 3 0 0
1 4	4 1 5, 5 0 0
1 5	4 1 6, 7 0 0
1 6	4 1 7, 9 0 0
1 7	4 1 9, 5 0 0
1 8	4 2 0, 7 0 0
1 9	4 2 2, 0 0 0
2 0	4 2 3, 3 0 0
2 1	4 2 4, 2 0 0
2 2	4 2 5, 6 0 0
2 3	4 2 7, 0 0 0
2 4	4 2 8, 4 0 0
2 5	4 2 9, 4 0 0
2 6	4 3 0, 6 0 0
2 7	4 3 1, 8 0 0
2 8	4 3 3, 0 0 0
2 9	4 3 3, 8 0 0
3 0	4 3 5, 0 0 0
3 1	4 3 6, 2 0 0
3 2	4 3 7, 4 0 0
3 3	4 3 8, 3 0 0
3 4	4 3 8, 9 0 0
3 5	4 3 9, 5 0 0
3 6	4 4 0, 1 0 0

37	440,700
38	441,300
39	441,900
40	442,500
41	442,900
42	443,400
43	443,900
44	444,400
45	444,800
46	445,100
47	445,400
48	445,700
49	446,100
50	446,400
51	446,700
52	447,000
53	447,200
54	447,500
55	447,800
56	448,100
57	448,400
58	448,700
59	449,000
60	449,300
61	449,600
62	449,800
63	450,000
64	450,200
65	450,400
66	450,600
67	450,800
68	451,000
69	451,200
70	451,400
71	451,600
72	451,800
73	452,000

備考 この表は、教員（副校長に限る。）  
に適用する。

別表第8を次のように改める。

## 別表第8

## 小・中学校任期付常勤講師給料表

号給	給料月額
	円
1	163,100
2	164,600
3	166,100
4	167,600
5	169,300
6	171,200
7	173,000
8	174,800
9	176,500
10	178,500
11	180,500
12	182,400
13	184,200
14	186,400
15	188,500
16	190,700
17	192,800
18	195,400
19	197,800
20	200,100
21	202,600
22	204,200
23	205,700
24	207,300
25	208,700
26	209,400
27	210,100
28	210,800
29	211,600
30	212,700
31	214,600
32	216,400
33	217,800
34	219,800
35	221,800
36	223,800

37	224,700
38	226,600
39	228,500
40	230,300
41	232,200
42	233,900
43	235,600
44	237,300
45	238,200
46	240,000
47	241,800
48	243,600
49	245,200
50	246,700
51	248,200
52	249,400
53	250,400
54	251,900
55	253,400
56	254,800
57	255,900
58	257,200
59	258,400
60	259,600
61	260,900
62	262,300
63	263,600
64	264,900
65	265,900
66	267,400
67	268,900
68	270,400
69	271,800
70	273,200
71	274,600
72	276,000
73	276,900
74	278,200
75	279,500



76	280,800
77	282,100
78	283,300
79	284,400
80	285,500
81	286,600
82	287,800
83	289,000
84	290,200
85	291,100
86	292,100
87	293,100
88	294,100
89	294,900
90	295,800
91	296,700
92	297,600
93	298,000
94	298,800
95	299,600
96	300,400
97	301,300
98	302,100
99	302,900
100	303,700
101	304,500
102	305,000
103	305,500
104	305,900
105	306,100
106	306,300
107	306,600
108	306,800
109	307,000
110	307,300

1 1 1	3 0 7, 5 0 0
1 1 2	3 0 7, 8 0 0
1 1 3	3 0 8, 0 0 0
1 1 4	3 0 8, 3 0 0
1 1 5	3 0 8, 6 0 0
1 1 6	3 0 8, 9 0 0
1 1 7	3 0 9, 1 0 0
1 1 8	3 0 9, 4 0 0
1 1 9	3 0 9, 7 0 0
1 2 0	3 0 9, 9 0 0
1 2 1	3 1 0, 1 0 0
1 2 2	3 1 0, 3 0 0
1 2 3	3 1 0, 5 0 0
1 2 4	3 1 0, 7 0 0
1 2 5	3 1 0, 9 0 0
1 2 6	3 1 1, 1 0 0
1 2 7	3 1 1, 3 0 0
1 2 8	3 1 1, 5 0 0
1 2 9	3 1 1, 7 0 0
1 3 0	3 1 1, 9 0 0
1 3 1	3 1 2, 1 0 0
1 3 2	3 1 2, 3 0 0
1 3 3	3 1 2, 5 0 0
1 3 4	3 1 2, 7 0 0
1 3 5	3 1 2, 9 0 0
1 3 6	3 1 3, 1 0 0
1 3 7	3 1 3, 3 0 0
1 3 8	3 1 3, 5 0 0
1 3 9	3 1 3, 7 0 0
1 4 0	3 1 3, 9 0 0
1 4 1	3 1 4, 1 0 0
1 4 2	3 1 4, 3 0 0
1 4 3	3 1 4, 5 0 0
1 4 4	3 1 4, 7 0 0
1 4 5	3 1 4, 9 0 0
1 4 6	3 1 5, 1 0 0

1 4 7	3 1 5, 3 0 0
1 4 8	3 1 5, 5 0 0
1 4 9	3 1 5, 7 0 0
1 5 0	3 1 5, 9 0 0
1 5 1	3 1 6, 1 0 0
1 5 2	3 1 6, 3 0 0
1 5 3	3 1 6, 5 0 0
1 5 4	3 1 6, 7 0 0
1 5 5	3 1 6, 9 0 0
1 5 6	3 1 7, 1 0 0
1 5 7	3 1 7, 3 0 0

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（第28条の3の改正規定を除く。）による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日に在職する職員については、令和4年4月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
- 5 豊中市立学校設置条例（令和4年豊中市条例第19号）の一部を次のように改める。  
附則第2項中一般職の職員の給与に関する条例附則別表の改正規定を削る。

市議案第 2 1 号

手数料条例等の一部を改正する条例の設定について

手数料条例等の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 5 年（2 0 2 3 年）2 月 2 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

宅地造成等規制法の改正に伴い，所要の規定を整備するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

手数料条例等の一部を改正する条例

(手数料条例の一部改正)

第1条 手数料条例(平成12年豊中市条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
別表第7 <u>宅地造成等規制法</u> (昭和36年法律第191号)関係  表の部分 (省 略)	別表第7 <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)</u> <u>による改正前の宅地造成等規制法</u> (昭和36年法律第191号)関係  表の部分 (省 略)

(豊中市環境の保全等の推進に関する条例の一部改正)

第2条 豊中市環境の保全等の推進に関する条例(平成17年豊中市条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
別表第2 環境配慮対象事業 1～3 (省 略) 4 <u>宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の許可を受けて行う宅地造成の事業</u>  5～7 (省 略) 別表第3	別表第2 環境配慮対象事業 1～3 (省 略) 4 <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「旧宅地造成等規制法」という。)</u> 第8条第1項の許可を受けて行う宅地造成の事業  5～7 (省 略) 別表第3

( 現 行 )	( 改 正 後 )
環境影響評価対象事業 1～5 (省 略) 6 <u>宅地造成等規制法</u> 第8条第1項の許可を受けて行う宅地造成の事業 7～9 (省 略)	環境影響評価対象事業 1～5 (省 略) 6 <u>旧宅地造成等規制法</u> 第8条第1項の許可を受けて行う宅地造成の事業 7～9 (省 略)

(豊中市都市景観条例の一部改正)

第3条 豊中市都市景観条例(平成12年豊中市条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (省 略) (5) 法令等の手続 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項(これらの規定を同法第88条において準用する場合を含む。)に規定する確認の申請、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に規定する開発許可の申請、 <u>宅地造成等規制法</u> (昭和36年法律第191号)第8条第1項に規定する許可の申請その他法令及び条例の手続で別に定めるものをいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (省 略) (5) 法令等の手続 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項(これらの規定を同法第88条において準用する場合を含む。)に規定する確認の申請、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に規定する開発許可の申請、 <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)</u> による改正前の <u>宅地造成等規制法</u> (昭和36年法律第191号)第8条第1項に規定する許可の申請その他法令及び条例の手続で別に定めるものをいう。

附 則

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

市議案第 22 号

手数料条例の一部を改正する条例の設定について

手数料条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 5 年（2023 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正に伴い、認定等に係る評価方法が誘導仕様基準による場合の手数料の額を定めるとともに、その他所要の規定を整備するため、提案するものである。



豊中市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成12年豊中市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）				（ 改 正 後 ）			
別表第5 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）関係				別表第5 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）関係			
	事務	名称	金額		事務	名称	金額
1	第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査		(省 略)	1	第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査		(省 略)
2	第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは		(省 略)	2	第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定す		(省 略)

( 現 行 )		( 改 正 後 )	
	第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査		る住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査
3	第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	(省 略)	3 第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査
4	第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イ若しくは第68条の69第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることにつ	(省 略)	4 第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査

( 現 行 )			( 改 正 後 )			
	いての認定の申請に対する審査					
5	租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第20条の2第14項又は第38条の4第23項に規定する特定の民間再開発事業の認定の申請に対する審査	(省 略)	5	租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第20条の2第14項又は第38条の4第24項に規定する特定の民間再開発事業の認定の申請に対する審査	(省 略)	
(省 略)			(省 略)			
7	租税特別措置法施行令第25条の4第16項に規定する地区外転出事情の認定の申請に対する審査	(省 略)	7	租税特別措置法施行令第25条の4第17項に規定する地区外転出事情の認定の申請に対する審査	(省 略)	
(省 略)			(省 略)			
別表第28の2 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)関係			別表第28の2 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)関係			
	事務	名称	金額	事務	名称	金額
1	第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(同項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において同じ。)の認定の申	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	認定申請1件につき、認定等の申請に係る次の(1)から(4)までに掲げる建築物の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める額を合算した額 (1) (省 略) (2) 一戸建ての住宅	1	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	認定申請1件につき、認定等の申請に係る次の(1)から(4)までに掲げる建築物の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める額を合算した額 (1) (省 略) (2) 一戸建ての住宅

( 現 行 )		( 改 正 後 )	
<p>請又は第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法（低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画（第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において同じ。）が第54条第1項各号に掲げる基準（以下この表において「技術的基準」という。）に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この表において同じ。）が当該低炭素建築物新築等計画の直近の第53条第1項の認定若しくは第55条第1項の変更の認定（以下この表において「認定等」という。）に係る評</p>	<p>ア (省 略)</p> <p>イ 認定等に係る評価方法がその他のもの  <u>床面積</u>の合計が200平方メートル未満のものは41,400円, 200平方メートル以上のものは46,000円</p> <p>(3) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。）</p> <p>ア (省 略)</p> <p>イ 認定等に係る評価方法がその他のもの  <u>床面積</u>の合計が300平方メートル未満のものは81,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは133,500円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは225,600円, 5,00</p>	<p>請又は第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法（低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画（第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において同じ。）が第54条第1項各号に掲げる基準（以下この表において「技術的基準」という。）に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この表において同じ。）が当該低炭素建築物新築等計画の直近の第53条第1項の認定若しくは第55条第1項の変更の認定（以下この表において「認定等」という。）に係る評</p>	<p>ア (省 略)</p> <p>イ 認定等に係る評価方法がその他のもの  <u>誘導仕様基準による場合にあっては床面積の合計が200平方メートル未満のものは22,400円, 200平方メートル以上のものは23,900円, その他の場合にあっては床面積の合計が200平方メートル未満のものは41,400円, 200平方メートル以上のものは46,000円</u></p> <p>(3) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。）</p> <p>ア (省 略)</p> <p>イ 認定等に係る評価方法がその他のもの  <u>誘導仕様基準による場合にあっては床面積の合計が300平方メートル未満のものは39,900円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは67,300円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未</u></p>

( 現 行 )		( 改 正 後 )	
<p>価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。) に対する審査</p>	<p>0平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは322,400円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは632,400円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは1,116,900円, 50,000平方メートル以上のものは2,050,900円</p>	<p>価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。) に対する審査</p>	<p>満のものは119,900円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは180,100円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは328,800円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは554,600円, 50,000平方メートル以上のものは971,100円, その他の場合にあつては床面積の合計が300平方メートル未満のものは81,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは133,500円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは225,600円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは322,400円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは632,400円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは1,11</p>

( 現 行 )				( 改 正 後 )			
			(4) (省 略)				6,900円, 50,000平方メートル以上のものは2,050,900円 (4) (省 略)
(省 略)				(省 略)			
3	第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の建築物の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき, 変更の認定の申請に係る次の(1)から(4)までに掲げる建築物の区分に応じ, 当該(1)から(4)までに定める額を合算した額 (1) (省 略) (2) 一戸建ての住宅 ア (省 略) イ 変更の認定に係る評価方法がその他のもの 変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは21,300円, 200平方メートル以上のものは23,600円	3	第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の建築物の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき, 変更の認定の申請に係る次の(1)から(4)までに掲げる建築物の区分に応じ, 当該(1)から(4)までに定める額を合算した額 (1) (省 略) (2) 一戸建ての住宅 ア (省 略) イ 変更の認定に係る評価方法がその他のもの 誘導仕様基準による場合にあっては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは11,800円, 200平方メートル以上のものは12,600円, その他の場合にあっては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは21,300円, 200平方メートル以上のものは23,600円

( 現 行 )		( 改 正 後 )	
	<p>(3) 共同住宅等</p> <p>ア (省 略)</p> <p>イ 変更の認定に係る評価方法がその他のもの</p> <p>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは41,100円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは67,400円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは113,500円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは161,900円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは317,000円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは559,600円, 50,000平方メートル以上のものは1,027,100円</p>		<p>(3) 共同住宅等</p> <p>ア (省 略)</p> <p>イ 変更の認定に係る評価方法がその他のもの</p> <p>誘導仕様基準による場合においては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは20,600円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは34,300円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは60,600円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは90,800円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは165,100円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは278,400円, 50,000平方メートル以上のものは487,100円, その他の場合においては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル</p>

( 現 行 )				( 改 正 後 )			
			(4) (省 略)				ル未満のものは41,100円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは67,400円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは113,500円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは161,900円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは317,000円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは559,600円,50,000平方メートル以上のものは1,027,100円
(省 略)				(省 略)			
備考				備考			
1～3 (省 略)				1～3 (省 略)			
4～11 (省 略)				4 この表において「誘導仕様基準」とは、 <u>省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準に住宅の用途に供する部分(共用部分を除く。)</u> が適合することを確認する方法をいう。			
12 <u>備考の9及び備考の11</u> に定めるもののほか、この表の2の項の(1)				5～12 (省 略)			
				13 <u>備考の10及び備考の12</u> に定めるもののほか、この表の2の項の			



( 現 行 )			( 改 正 後 )		
<p>の床面積の合計及び同項の(2)ア及びイの床面積の合計の算定方法は、 豊中市建築基準法施行条例第64条第10項の規定の例による。</p> <p>別表第31 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）関係</p>			<p>(1)の床面積の合計及び同項の(2)ア及びイの床面積の合計の算定方法は、 豊中市建築基準法施行条例第64条第10項の規定の例による。</p> <p>別表第31 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）関係</p>		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
(省 略)			(省 略)		
5	第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。）（同条第3項各号に掲げる事項（以下この表において「他の建築物に係る事項」という。）を記載している場合に係るものを除く。以下この項において同じ。）の認定の申請及び第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（変更の認定の申	建築物エネルギー消費性能向上計画に定める額を合算した額 (1) (省 略) (2) 一戸建ての住宅 ア (省 略) イ 認定等に係る評価方法がその他のもの <u>床面積の合計が200平方メートル未満のものは39,100円,</u> <u>200平方メートル以上のものは43,700円</u>	5	第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。）（同条第3項各号に掲げる事項（以下この表において「他の建築物に係る事項」という。）を記載している場合に係るものを除く。以下この項において同じ。）の認定の申請及び第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申	建築物エネルギー消費性能向上計画に定める額を合算した額 (1) (省 略) (2) 一戸建ての住宅 ア (省 略) イ 認定等に係る評価方法がその他のもの <u>誘導仕様基準による場合には床面積の合計が200平方メートル未満のものは20,100円,</u> <u>200平方メートル以上のものは21,600円,</u> <u>その他の場合には</u> <u>あつては床面積の合計が200平方メートル未満のものは39,100円,</u> <u>200平方メートル以上のものは43,700円</u>

( 現 行 )		( 改 正 後 )	
<p>請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法（建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画が第35条第1項各号に掲げる基準（以下この表において「性能向上基準」という。）に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この項から10の項までにおいて同じ。）が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の第34条第1項の認定若しくは第36条第1項の変更の認定（以下この表において「認定等」という。）に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。）に対する審査</p>	<p>(3) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。） ア（省略） イ 認定等に係る評価方法がその他のもの 床面積の合計が300平方メートル未満のものは78,700円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは131,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは223,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは320,100円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは630,100円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは1,114,700円、50,000平方メートル以上のものは2,048,600円</p>	<p>請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法（建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画が第35条第1項各号に掲げる基準（以下この表において「性能向上基準」という。）に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この項から10の項までにおいて同じ。）が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の第34条第1項の認定若しくは第36条第1項の変更の認定（以下この表において「認定等」という。）に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。）に対する審査</p>	<p>(3) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。） ア（省略） イ 認定等に係る評価方法がその他のもの 誘導仕様基準による場合にあっては床面積の合計が300平方メートル未満のものは37,600円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは65,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは117,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは177,800円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは326,500円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは552,300円、50,000平方メートル以上のものは968,800円、その他の場合にあっては床面積の合計が300平方メートル</p>

( 現 行 )				( 改 正 後 )			
			(4) (省 略)			ル未満のものは78,700円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは131,200円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは223,400円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは320,100円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは630,100円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは1,114,700円,50,000平方メートル以上のものは2,048,600円	(4) (省 略)
(省 略)				(省 略)			
8	第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(5の項及び6の項に規定する審査を除く。)	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定	申請に係る次の(1)から(4)までに掲げる建築物の区分に応じ,当該(1)から(4)までに定める額を合算した額 (1) (省 略) (2) 一戸建ての住宅 ア (省 略)	8	第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(5の項及び6の項に規定する審査を除く。)	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定	申請に係る次の(1)から(4)までに掲げる建築物の区分に応じ,当該(1)から(4)までに定める額を合算した額 (1) (省 略) (2) 一戸建ての住宅 ア (省 略)

( 現 行 )		( 改 正 後 )	
	<p>イ 変更の認定に係る評価方法がその他のもの</p> <p>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは20,200円,200平方メートル以上のものは22,500円</p>		<p>イ 変更の認定に係る評価方法がその他のもの</p> <p><u>誘導仕様基準による場合にあっては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは10,700円,200平方メートル以上のものは11,400円,その他の場合にあっては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは20,200円,200平方メートル以上のものは22,500円</u></p>
	<p>(3) 共同住宅等</p> <p>ア 変更の認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの</p> <p>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは6,100円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは12,200円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは26,300円,5,0</p>		<p>(3) 共同住宅等</p> <p>ア 変更の認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの</p> <p>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは6,100円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは12,200円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは26,300円,5,0</p>

( 現 行 )			( 改 正 後 )		
		<p>00平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは<u>46,800円</u>, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは74,600円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは112,900円, 50,000平方メートル以上のものは171,300円</p> <p>イ 変更の認定に係る評価方法がその他のもの</p> <p><u>変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは40,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは66,200円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは112,300円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは160,800円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは315,800円, 25,000平方メートル以上5</u></p>			<p>00平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは<u>46,600円</u>, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは74,600円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは112,900円, 50,000平方メートル以上のものは171,300円</p> <p>イ 変更の認定に係る評価方法がその他のもの</p> <p><u>誘導仕様基準による場合にあっては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは19,400円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは33,100円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは59,400円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは89,600円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは164,000円, 25,</u></p>

( 現 行 )			( 改 正 後 )		
		0,000平方メートル未満のものは558,400円,50,000平方メートル以上のものは1,025,900円			000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは277,300円,50,000平方メートル以上のものは486,000円,その他の場合にあつては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは40,000円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは66,200円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは112,300円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは160,800円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは315,800円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは558,400円,50,000平方メートル以上のものは1,025,900円
		(4) (省 略)			(4) (省 略)
(省 略)			(省 略)		
備考			備考		

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>1・2 (省 略)</p> <p>3 この表において「仕様基準等」とは、次に掲げる基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認する<u>こと</u>をいう。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)の基準</u></p> <p>(3) <u>省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)の基準</u></p> <p>4～14 (省 略)</p> <p>15 この表の5の項において「床面積の合計」とは、認定等に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等又は複合建築物であって、当該建築物について住宅の用途に供する部分の誘導設計一次エネルギー消費量（省令第10条第1号ロに規定する誘導設計一次エネルギー消費量をいう。以下この表において同じ。）に共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を含まない場合（以下この表において「共同住宅等の共用部分を評価しない場合」という。）については、当該認定等に係る建築物の部分の床面積から当該住宅の用途に供する部分のうち共用部分の床面積（以下この表において「住宅共用部分の床面積」という。）を除いた床面積）の合計をいう。ただし、第36条第1項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計に、当該増加</p>	<p>1・2 (省 略)</p> <p>3 この表において「誘導仕様基準」とは、<u>省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認する方法をいう。</u></p> <p>4 この表において「仕様基準等」とは、次に掲げる基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認する<u>方法</u>をいう。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準</u></p> <p>5～15 (省 略)</p> <p>16 この表の5の項において「床面積の合計」とは、認定等に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等又は複合建築物であって、当該建築物について住宅の用途に供する部分の誘導設計一次エネルギー消費量（省令第10条第1号ロに規定する誘導設計一次エネルギー消費量をいう。以下この表において同じ。）に共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を含まない場合又は省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める<u>基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認する場合</u>（以下この表において「共同住宅等の共用部分を評価しない場合」という。）については、当該認定等に係る建築物の部分の床面積から当該住宅の用途に供する部分のうち共用部分の床面積（以下この表において「住宅共用部分の床面積」という。）を除いた床面積）の合計をいう。ただし、第36条第1項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等の共用部</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>に係る部分以外の部分の床面積（共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p> <p><u>16</u> （省 略）</p> <p><u>17</u> 備考の12及び備考の16に定めるもののほか、この表の7の項の（1）の床面積の合計及び同項の（2）ア及びイの床面積の合計の算定方法は、豊中市建築基準法施行条例第64条第10項の規定の例による。</p> <p><u>18～21</u> （省 略）</p>	<p>分を評価しない場合については、当該増加に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積（共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p> <p><u>17</u> （省 略）</p> <p><u>18</u> 備考の13及び備考の17に定めるもののほか、この表の7の項の（1）の床面積の合計及び同項の（2）ア及びイの床面積の合計の算定方法は、豊中市建築基準法施行条例第64条第10項の規定の例による。</p> <p><u>19～22</u> （省 略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



市議案第 23 号

豊中市企業立地促進条例の一部を改正する条例の  
設定について

豊中市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように  
設定するものとする。

令和 5 年（2023 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

条例の期限を 5 年間延長し，企業の立地を引き続き促進する  
ため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市企業立地促進条例の一部を改正する条例

豊中市企業立地促進条例（平成20年豊中市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>附 則</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 この条例は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に指定を受けた指定事業者に係る奨励措置については、この条例は、同日後も、なおその効力を有する。</p> <p>3・4 (省 略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 この条例は、<u>令和10年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に指定を受けた指定事業者に係る奨励措置については、この条例は、同日後も、なおその効力を有する。</p> <p>3・4 (省 略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市議案第24号

豊中市子ども健やか育み条例の一部を改正する条例  
の設定について

豊中市子ども健やか育み条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和5年（2023年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

子ども・子育て支援法の改正による引用条項の移動に伴い、  
所要の規定を整備するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市子ども健やか育み条例の一部を改正する条例

豊中市子ども健やか育み条例（平成25年豊中市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(こども審議会)</p> <p>第10条 市は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項各号</u>に掲げる事務を処理するとともに、この条例によりその権限に属させられた事項のほか、市長の諮問に応じて子どもの健やかな育ちに関する重要事項を調査審議するため、豊中市こども審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2～7 (省 略)</p>	<p>(こども審議会)</p> <p>第10条 市は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項各号</u>に掲げる事務を処理するとともに、この条例によりその権限に属させられた事項のほか、市長の諮問に応じて子どもの健やかな育ちに関する重要事項を調査審議するため、豊中市こども審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2～7 (省 略)</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

市議案第25号

豊中市立児童発達支援センター条例の一部を改正  
する条例の設定について

豊中市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例を  
次のように設定するものとする。

令和5年（2023年）2月24日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

地域支援機能の強化を図るための事業再編に伴い、児童発達支援事業の定員を改正するとともに、所要の規定を整備するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

豊中市立児童発達支援センター条例（昭和40年豊中市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(事業)</p> <p>第4条 (省 略)</p> <p>2 児童発達支援事業の定員は、1日当たり<u>114人</u>とする。</p> <p>3・4 (省 略)</p> <p>(使用料等)</p> <p>第8条 児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業及び保育所等訪問支援事業に係る使用料は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額に相当する額とする。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 障害児相談支援事業に係る使用料は、法第24条の26第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額に相当する額とする。</p> <p>5 計画相談支援事業に係る使用料は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額に相当する額とする。</p> <p>6・7 (省 略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 (省 略)</p> <p>2 児童発達支援事業の定員は、1日当たり<u>60人</u>とする。</p> <p>3・4 (省 略)</p> <p>(使用料等)</p> <p>第8条 児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業及び保育所等訪問支援事業に係る使用料は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額に相当する額とする。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 障害児相談支援事業に係る使用料は、法第24条の26第2項に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額に相当する額とする。</p> <p>5 計画相談支援事業に係る使用料は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第2項に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額に相当する額とする。</p> <p>6・7 (省 略)</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

市議案第26号

豊中市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

豊中市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和5年（2023年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

助成対象者の範囲を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(豊中市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 豊中市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和55年豊中市条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(対象者)</p> <p>第2条 (省 略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とし ない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者 又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦 人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) による支援給付を受けている者</p> <p>(2)~(5) (省 略)</p> <p>3・4 (省 略)</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 (省 略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とし ない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者 <u>(その保護を停止されている者を除く。)</u>又は中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者 <u>(その支援給付を停止されている者を除く。)</u></p> <p>(2)~(5) (省 略)</p> <p>3・4 (省 略)</p>

(豊中市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 豊中市子ども医療費の助成に関する条例(平成5年豊中市条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」</p>



( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>という。)は、市内に住所を有する子どもであって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は健康保険法(大正11年法律第70号)その他市規則で定める医療保険に関する法律(以下「医療保険各法」という。)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者</p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>という。)は、市内に住所を有する子どもであって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は健康保険法(大正11年法律第70号)その他市規則で定める医療保険に関する法律(以下「医療保険各法」という。)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者 <u>(その保護を停止されている者を除く。)</u></p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>

(豊中市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 豊中市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年豊中市条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(対象者)</p> <p>第2条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、第1項の規定にかかわらず、この条例による助成は行わない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、第1項の規定にかかわらず、この条例による助成は行わない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者 <u>(その保護を停止されている者を除く。)</u>又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>による支援給付を受けている<u>者</u></p> <p>(2)～(6) (省 略)</p> <p>5・6 (省 略)</p>	<p>援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている<u>者</u>  <u>（その支援給付を停止されている者を除く。）</u></p> <p>(2)～(6) (省 略)</p> <p>5・6 (省 略)</p>

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の豊中市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた医療について適用し、施行日前に行われた医療については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の豊中市子ども医療費の助成に関する条例第3条第1項第1号の規定は、施行日以後に行われた医療について適用し、施行日前に行われた医療については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の豊中市重度障害者の医療費の助成に関する条例第2条第4項第1号の規定は、施行日以後に行われた医療について適用し、施行日前に行われた医療については、なお従前の例による。

市議案第 27 号

豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について

豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 5 年（2023 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準の改正等に伴い，所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）		（ 改 正 後 ）	
(豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)		(豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)	
<p>第18条 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条，第6条第1項，第2項及び第4項，第7条から第9条まで，第11条から第13条まで，第15条，第19条，第20条，第34条第8号，第35条（後段を除く。）並びに第39条の規定は，幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において，次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に定める字句に読み替えるものとする。</p>		<p>第18条 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条，第6条第1項，第2項及び第4項，第7条から第9条まで，第11条，<u>第12条</u>，第15条，第19条，第20条，第34条第8号，第35条（後段を除く。）並びに第39条の規定は，幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において，次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に定める字句に読み替えるものとする。</p>	
(省 略)		(省 略)	
第13条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長（以下「園長」という。）	
	入所中の児童に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって	法第47条第3項	

( 現 行 )			( 改 正 後 )		
	懲戒するとき又は同条第3項				
	その児童	園児			
(省 略)			(省 略)		
第39条	保育所の長	園長	第39条	保育所の長	就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長
	(省 略)			(省 略)	
2 (省 略)			2 (省 略)		

第2条 豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制, 職員, 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に, 傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
(豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用) 第18条 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条, 第6条第1項, 第2項及び第4項, 第7条から第9条まで, 第11条, <u>第12条</u> , 第15条, 第19条, 第20条, 第34条第8号, 第35条(後段を除く。)並びに第39条の規定は, 幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において, 次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は, それぞれ同表の右欄に定める字句に読み替えるものとする。	(豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用) 第18条 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条, 第6条第1項, 第2項及び第4項, 第7条から第9条まで, 第11条 <u>から第13条まで</u> , 第15条, 第19条, 第20条, 第34条第8号, 第35条(後段を除く。)並びに第39条の規定は, 幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において, 次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は, それぞれ同表の右欄に定める字句に読み替えるものとする。
(省 略)	(省 略)

( 現 行 )		( 改 正 後 )					
第12条	(省 略)	第12条	(省 略)				
		第13条第1項	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">利用者に対する支援の提供</td> <td style="width: 40%;">園児の教育及び保育</td> </tr> <tr> <td>及び</td> <td>並びに</td> </tr> </table>	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育	及び	並びに
利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育						
及び	並びに						
	(省 略)		(省 略)				
<p>2 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、<u>同条</u>中「他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。）」と、設備については「他の学校、社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。）等」と、<u>同条ただし書</u>中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は<u>便所</u>」と読み替えるものとする。</p>		<p>2 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、<u>同条第1項</u>中「他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。）」と、設備については「他の学校、社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。）等」と、<u>同条第2項</u>中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は<u>便所</u>」と、「保育所の設備及び職員に</p>					

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>附 則 1～10 (省 略)</p> <p>11 前2項の規定により第6条第3項の表備考の1に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>	<p>ついては」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であつて」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であつて」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 1～10 (省 略)</p> <p>11 <u>第6条第3項の表備考の1に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考の1に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>12 <u>前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</u></p> <p>13 <u>附則第9項から前項までの規定により第6条第3項の表備考の1に定める者を小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</u></p>

(豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第3条 豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成30年豊中市条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 (省 略)</p> <p>3 第6条第1項及び第5項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園教諭免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第6項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第6項に</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p><u>第16条の2 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></p> <p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p><u>第22条の2 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 認定こども園は、通園を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(子どもの降車の際に限る。)を行わなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 (省 略)</p> <p>3 第6条第1項及び第5項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園教諭免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項に</p>



( 現 行 )	( 改 正 後 )								
<p>において同じ。)をもって代えることができる。</p> <p>4・5 (省 略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に定める者をもって代える場合においては、同欄に定める者の総数は、第4条第1項の規定により認定子ども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">(省 略)</td> </tr> </table>	(省 略)		<p>において同じ。)をもって代えることができる。</p> <p>4・5 (省 略)</p> <p>6 <u>第6条第1項の規定により認定子ども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定子ども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定子ども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定子ども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に定める者をもって代える場合においては、同欄に定める者の総数は、第4条第1項の規定により認定子ども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">(省 略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">附則第6項</td> <td>第6条第1項の規定により認定子ども園に置かなければならない保育士の資格を有する者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>看護師等</td> </tr> </table>	(省 略)		附則第6項	第6条第1項の規定により認定子ども園に置かなければならない保育士の資格を有する者		看護師等
(省 略)									
(省 略)									
附則第6項	第6条第1項の規定により認定子ども園に置かなければならない保育士の資格を有する者								
	看護師等								

(豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年豊中市条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p><u>第13条 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>	<p><u>第13条 削除</u></p>

第5条 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<p>(安全計画の策定等)</p> <p><u>第7条の2 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この条及び次条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 児童福祉施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p>	<p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p>第7条の3 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、<u>点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>2 <u>保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p> <p>(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。</p> <p>2 <u>前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>第13条 削除</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 (省 略)</p> <p>2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3・4 (省 略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (省 略)</p> <p>3 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第36条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は<u>准看護師</u>を、1人に限って、保育士とみなすことができる。</p>	<p>第13条 <u>児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 (省 略)</p> <p>2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3・4 (省 略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (省 略)</p> <p>3 第36条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は<u>准看護師</u>（以下この項において「<u>看護師等</u>」という。）を、1人に限って、保育士とみなすことができる。<u>ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
4～7 (省 略)	<u>保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 4～7 (省 略)

(豊中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 豊中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年豊中市条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<u>(安全計画の策定等)</u> <u>第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u> <u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u> <u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> <u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(職員)</p> <p>第11条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が<u>行う</u>研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (省 略)</p> <p>4・5 (省 略)</p>	<p><u>第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>(職員)</p> <p>第11条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事<u>又は</u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の<u>指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う</u>研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (省 略)</p> <p>4・5 (省 略)</p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 (省 略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。</p> <p>3 (省 略)</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 (省 略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 (省 略)</p>

(豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的</u>に実施しなければならない。</p> <p>3 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）等を併せて設置するときは、<u>必要</u>に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p>	<p><u>知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p>第8条の3 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>2 <u>家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p> <p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り、必要</u>に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</p>



( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p><u>第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、 身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第15条 (省 略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5 (省 略)</p>	<p>第14条 削除</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第15条 (省 略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5 (省 略)</p>

(豊中市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第8条 豊中市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年豊中市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 (省 略)</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理，喀痰吸引その他基準省令第5条第2項の厚生労働大臣が定める医療行為をいう。</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 (省 略)</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理，<sup>かくたん</sup>喀痰吸引その他基準省令第5条第2項の厚生労働大臣が定める医療行為をいう。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師,助産師,看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を,それぞれ置かなければならない。ただし,次の各号のいずれかに該当する場合には,看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において,医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第79条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し,当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第79条において同じ。)を行う場合</p> <p>3～8 (省 略)</p> <p>第7条 (省 略)</p>	<p>以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師,助産師,看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を,それぞれ置かなければならない。ただし,次の各号のいずれかに該当する場合には,看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において,医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第79条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し,当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第79条において同じ。)を行う場合</p> <p>3～8 (省 略)</p> <p>9 <u>第1項の規定にかかわらず,保育所若しくは家庭的保育事業所等(豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年豊中市条例第48号)第3条に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。))をいう。以下同じ。))に入所し,又は幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育,保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。))に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは,障害児の支援に支障がない場合に限り,障害児の支援に直接従事する従業者については,これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p>第7条 (省 略)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>3～8 (省 略)</p>	<p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>3～8 (省 略)</p> <p>9 <u>前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第47条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条</p>	<p><u>当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を行う場合の所在の確認)</u></p> <p>第41条の3 <u>指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p> <p>第47条 削除</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第52条 (省 略)</p> <p>2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定子ども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第60条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(準用)</p>	<p>(地域との連携等)</p> <p>第52条 (省 略)</p> <p>2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定子ども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第60条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定子ども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p>(準用)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>第63条 第5条, 第8条及び第4節(第12条, 第24条第1項及び第4項, 第25条, 第26条第1項, 第32条, 第34条, <u>第47条</u>並びに第52条第2項を除く。)の規定は, 基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第68条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第79条 (省 略)</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか, 指定放課後等デイサービス事業所において, 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を, 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を, それぞれ置かなければならない。ただし, 次の各号のいずれかに該当する場合には, 看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法 <u>附則第20条第1項</u>の登録に係る事業所である場合に限る。)において, 医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し, 当該登録を受</p>	<p>第63条 第5条, 第8条及び第4節(第12条, 第24条第1項及び第4項, 第25条, 第26条第1項, 第32条, 第34条並びに第52条第2項を除く。)の規定は, 基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第68条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p><u>4 前項の規定にかかわらず, 保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し, 又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは, 障害児の支援に支障がない場合に限り, 障害児の支援に直接従事する従業者については, これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第79条 (省 略)</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか, 指定放課後等デイサービス事業所において, 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を, 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を, それぞれ置かなければならない。ただし, 次の各号のいずれかに該当する場合には, 看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法 <u>附則第27条第1項</u>の登録に係る事業所である場合に限る。)において, 医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し, 当該登録を受</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合 3～8 (省 略)</p> <p>(準用)</p> <p>第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、<u>第42条</u>から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第76条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第95条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、<u>第42条</u>、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第76条及び第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」と</p>	<p>けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合 3～8 (省 略)</p> <p>(準用)</p> <p>第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、<u>第41条の2</u>、<u>第41条の3第1項</u>、<u>第42条</u>から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第76条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第95条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、<u>第41条の2</u>、<u>第41条の3第1項</u>、<u>第42条</u>、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第76条及び第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
あるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条第1項」とあるのは「第102条において準用する第95条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。	び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条第1項」とあるのは「第102条において準用する第95条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

(豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年豊中市条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p><u>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 (省 略)</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の</p>	<p>第26条 削除</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 (省 略)</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の</p>



( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、<u>第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と</u>、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、<u>前項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と</u>、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</p>	<p>取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、<u>「交付する」とあるのは「得る」と</u>、第3項中「前項各号」とあるのは「<u>第6項において準用する前項各号</u>」と、第4項中「第2項」とあるのは「<u>第6項において準用する第2項</u>」と、<u>「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と</u>、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、<u>前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と</u>、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</p>

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定、第4条の規定、第6条中豊中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条第3項の改正規定、第7条中豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条の改正規定、第8条中豊中市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条第2項、第7条第2項、第47条、第63条及び第79条第2項の改正規定並びに第9条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第3条の規定による改正後の豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第22条の2第2項の規定の適用については、認定こども園において子どもの通園を目的とした自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止す

る装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、子どもの通園を目的とした自動車を運行する認定こども園は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

3 第5条の規定による改正後の豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新設備運営基準条例」という。）第7条の3第2項の規定の適用については、保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

4 第7条の規定による改正後の豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

5 第8条の規定による改正後の豊中市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第41条の3第2項（新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条及び第89条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

6 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新設備運営基準条例第7条の2（保育所に係るものを除く。）、第6条の規定による改正後の豊中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の2及び新指定通所支援基準条例第41条の2（新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周

知するよう努めなければ」とする。

市議案第28号

市民ホール条例等の一部を改正する条例の設定に  
ついて

市民ホール条例等の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和5年（2023年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

公の施設の使用料に関する指針に基づき、市民ホール等の使用料等の限度額を改正するとともに、その他所要の規定を整備するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

市民ホール条例等の一部を改正する条例

(市民ホール条例の一部改正)

第1条 市民ホール条例(昭和43年豊中市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )			( 改 正 後 )		
別表			別表		
1 文化芸術センター			1 文化芸術センター		
名称	利用料金		名称	利用料金	
	単位	金額		単位	金額
大ホール	1日	平日 <u>159,090円</u>	大ホール	1日	平日 <u>238,630円</u>
		土曜日及び休日 <u>190,460円</u>			土曜日及び休日 <u>285,690円</u>
中ホール	1日	平日 <u>61,110円</u>	中ホール	1日	平日 <u>91,660円</u>
		土曜日及び休日 <u>73,330円</u>			土曜日及び休日 <u>109,990円</u>
小ホール	1日	平日 <u>31,370円</u>	小ホール	1日	平日 <u>47,050円</u>
		土曜日及び休日 <u>38,090円</u>			土曜日及び休日 <u>57,130円</u>
(省 略)			(省 略)		
2 ローズ文化ホール			2 ローズ文化ホール		
名称	利用料金		名称	利用料金	
	単位	金額		単位	金額
ホール	1日	平日 <u>45,830円</u>	ホール	1日	平日 <u>68,740円</u>
		土曜日及び休日 <u>55,000円</u>			土曜日及び休日 <u>82,500円</u>
(省 略)			(省 略)		
備考 (省 略)			備考 (省 略)		

(豊中市立伝統芸能館条例の一部改正)

第2条 豊中市立伝統芸能館条例(平成7年豊中市条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )		( 改 正 後 )	
別表		別表	
施設	利用料金(1日につき)	施設	利用料金(1日につき)
多目的ホール	<u>10,800円</u>	多目的ホール	<u>16,200円</u>
備考(省略)		備考(省略)	

(豊中市立人権平和センター条例の一部改正)

第3条 豊中市立人権平和センター条例(平成30年豊中市条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )		( 改 正 後 )	
別表		別表	
1 (省略)		1 (省略)	
2 豊中市立人権平和センター螢池		2 豊中市立人権平和センター螢池	
施設名	使用料(1日につき)	施設名	使用料(1日につき)
ホール(控え室を含む。)	<u>10,000円</u>	ホール(控え室を含む。)	<u>15,000円</u>
(省略)		(省略)	
備考(省略)		備考(省略)	

(豊中市体育施設条例の一部改正)

第4条 豊中市体育施設条例(昭和56年豊中市条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )

## 別表第1

## 1 体育館使用料金表

区分		使用料 (1日につ き)	超過使用料 (1時間以内につき)
専用使用 豊島体育 館	競技場 (更衣室を含む。)	円 42,000	円 4,200
	(省 略)		
	会議室	3,000	300
	競技役員室	1,000	100
柴原体育 館	第1競技場 (更衣室を含む。)	12,000	1,200
	(省 略)		
	会議室	1,500	150
庄内体育 館	(省 略)		
	会議室	3,000	300
千里体育 館	第1競技場 (更衣室を含む。)	42,000	4,200
	第2競技場 (更衣室を含む。)	19,000	1,900
	第3競技場 (更衣室を含む。)	7,500	750
	(省 略)		
	会議室	9,000	900
	(省 略)		

( 改 正 後 )

## 別表第1

## 体育館使用料金表

区分		使用料 (1日につ き)	超過使用料 (1時間以内につき)
専用使用 豊島体育 館	競技場 (更衣室を含む。)	円 63,000	円 6,300
	(省 略)		
	会議室	4,500	450
	競技役員室	1,500	150
柴原体育 館	第1競技場 (更衣室を含む。)	18,000	1,800
	(省 略)		
	会議室	2,250	220
庄内体育 館	(省 略)		
	会議室	4,500	450
千里体育 館	第1競技場 (更衣室を含む。)	63,000	6,300
	第2競技場 (更衣室を含む。)	28,500	2,850
	第3競技場 (更衣室を含む。)	11,250	1,120
	(省 略)		
	会議室	13,500	1,350
	(省 略)		

( 現 行 )				( 改 正 後 )					
	高川スポーツルーム	多目的室	6,000		高川スポーツルーム	多目的室	9,000		
			600				900		
		(省 略)				(省 略)			
	(省 略)				(省 略)				
	備考 (省 略)				備考 (省 略)				
	2 体力診断システム使用料金表								
	体育施設の名称	単位	料金						
	庄内体育館	1人1回	500円						
	千里体育館								
	備考 市外居住者が使用するときは、当該使用料金の10割を加算する。								
	別表第2				別表第2				
	二ノ切温水プール会議室使用料金表				二ノ切温水プール会議室使用料金表				
	使用料 (1日につき)	超過使用料 (1時間以内につき)			使用料 (1日につき)	超過使用料 (1時間以内につき)			
	8,000円	800円			12,000円	1,200円			
	備考 (省 略)				備考 (省 略)				
	別表第3				別表第3				
	野球場使用料金表				野球場使用料金表				
	区分	使用料			区分	使用料			
		単位	料金			単位	料金		
	野球場	1回(2時間以内)	(省 略)		野球場	1回(2時間以内)	(省 略)		
			大門公園	2,000円				大門公園	3,000円
			千里北町公園					千里北町公園	



( 現 行 )		
少年野球場	1回(2時間以内)	<u>2,000円</u>
(省 略)		

備考 (省 略)

別表第4

庭球場使用料金表

区分	使用料	
	単位	料金
(省 略)		
庭球場休憩所会議室	1回(1時間以内)	<u>100円</u>

備考 (省 略)

別表第5

武道館ひびき使用料金表

区分	使用料	超過使用料
	(1日につき)	(1時間以内につき)
専用使用	円	円
小体育室	<u>7,500</u>	<u>750</u>
第1競技場	<u>18,000</u>	<u>1,800</u>
第2競技場	<u>18,000</u>	<u>1,800</u>
弓道場	<u>9,000</u>	<u>900</u>
多目的	<u>3,000</u>	<u>300</u>

( 改 正 後 )		
少年野球場	1回(2時間以内)	<u>3,000円</u>
(省 略)		

備考 (省 略)

別表第4

庭球場使用料金表

区分	使用料	
	単位	料金
(省 略)		
庭球場休憩所会議室	1回(1時間以内)	<u>150円</u>

備考 (省 略)

別表第5

武道館ひびき使用料金表

区分	使用料	超過使用料
	(1日につき)	(1時間以内につき)
専用使用	円	円
小体育室	<u>11,250</u>	<u>1,120</u>
第1競技場	<u>27,000</u>	<u>2,700</u>
第2競技場	<u>27,000</u>	<u>2,700</u>
弓道場	<u>13,500</u>	<u>1,350</u>
多目的	<u>4,500</u>	<u>450</u>

( 現 行 )				( 改 正 後 )			
	室				室		
	大会議室	6,000	600		大会議室	9,000	900
		(省 略)				(省 略)	
		(省 略)				(省 略)	
備考 (省 略)				備考 (省 略)			

(公民館条例の一部改正)

第5条 公民館条例(昭和33年豊中市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )			( 改 正 後 )		
別表第2			別表第2		
1 中央公民館			1 中央公民館		
施設の名称	定員	施設使用料(1日につき)	施設の名称	定員	施設使用料(1日につき)
集会場	180人	<u>6,200円</u>	集会場	180人	<u>9,300円</u>
和室	30	<u>2,900</u>	和室	30	<u>4,350</u>
料理室	30	<u>3,000</u>	料理室	30	<u>4,500</u>
講習室	30	<u>2,300</u>	講習室	30	<u>3,450</u>
会議室	25	<u>1,300</u>	会議室	25	<u>1,950</u>
講座室	50	<u>2,600</u>	講座室	50	<u>3,900</u>
視聴覚室	65	<u>3,000</u>	視聴覚室	65	<u>4,500</u>
美術室	40	<u>1,900</u>	美術室	40	<u>2,850</u>
多目的ホール	140	<u>5,700</u>	多目的ホール	140	<u>8,550</u>

( 現 行 )			( 改 正 後 )		
第1学習室	50	<u>2,500</u>	第1学習室	50	<u>3,750</u>
第2学習室	20	<u>1,000</u>	第2学習室	20	<u>1,500</u>
第3学習室	20	<u>1,000</u>	第3学習室	20	<u>1,500</u>
2 螢池公民館			2 螢池公民館		
施設の名称	定員	施設使用料 (1日につき)	施設の名称	定員	施設使用料 (1日につき)
第1集会場	120人	<u>4,500円</u>	第1集会場	120人	<u>6,750円</u>
第2集会場	120	<u>4,500</u>	第2集会場	120	<u>6,750</u>
和室	25	<u>1,500</u>	和室	25	<u>2,250</u>
料理室	24	<u>2,000</u>	料理室	24	<u>3,000</u>
会議室	18	<u>1,000</u>	会議室	18	<u>1,500</u>
第1講座室	48	<u>2,100</u>	第1講座室	48	<u>3,150</u>
第2講座室	18	<u>1,800</u>	第2講座室	18	<u>2,700</u>
視聴覚室	20	<u>1,800</u>	視聴覚室	20	<u>2,700</u>
美術室	24	<u>2,300</u>	美術室	24	<u>3,450</u>
練習室	26	<u>1,800</u>	練習室	26	<u>2,700</u>
3 (省 略)			3 (省 略)		
4 千里公民館			4 千里公民館		
施設の名称	定員	施設使用料 (1日につき)	施設の名称	定員	施設使用料 (1日につき)
集会場	200人	<u>6,600円</u>	集会場	200人	<u>9,900円</u>
和室	30	<u>3,300</u>	和室	30	<u>4,950</u>
料理室	30	<u>3,300</u>	料理室	30	<u>4,950</u>
第1会議室	20	<u>1,600</u>	第1会議室	20	<u>2,400</u>
第2会議室	20	<u>1,600</u>	第2会議室	20	<u>2,400</u>

( 現 行 )			( 改 正 後 )		
第3会議室	20	<u>1,600</u>	第3会議室	20	<u>2,400</u>
第1講座室	120	<u>5,800</u>	第1講座室	120	<u>8,700</u>
第2講座室	40	<u>2,600</u>	第2講座室	40	<u>3,900</u>
第3講座室	40	<u>2,600</u>	第3講座室	40	<u>3,900</u>
第4講座室	40	<u>2,600</u>	第4講座室	40	<u>3,900</u>
視聴覚室	40	<u>2,600</u>	視聴覚室	40	<u>3,900</u>
美術室	40	<u>2,600</u>	美術室	40	<u>3,900</u>
制作室	30	<u>2,600</u>	制作室	30	<u>3,900</u>

(豊中市立コミュニティプラザ条例の一部改正)

第6条 豊中市立コミュニティプラザ条例(平成7年豊中市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )		( 改 正 後 )	
別表第2		別表第2	
1 中豊島コミュニティプラザ		1 中豊島コミュニティプラザ	
施設	使用料(1日につき)	施設	使用料(1日につき)
会議室	<u>2,300円</u>	会議室	<u>3,450円</u>
2 大池コミュニティプラザ		2 大池コミュニティプラザ	
施設	使用料(1日につき)	施設	使用料(1日につき)
会議室	<u>1,600円</u>	会議室	<u>2,400円</u>
講習室	<u>2,000円</u>	講習室	<u>3,000円</u>

附 則

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、第4条中豊中市体育施設条例別表第1の2の表を削り、別表第1の1の表を別表第1とする改正規定

並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 第3条の規定による改正後の豊中市立人権平和センター条例別表、第4条の規定による改正後の豊中市体育施設条例（以下「新体育施設条例」という。）別表第1、別表第2及び別表第5並びに第5条の規定による改正後の公民館条例別表第2の規定は、令和5年4月1日以後に徴収する同年7月1日以後の使用に係る使用料について適用する。
- 3 新体育施設条例別表第3及び別表第4並びに第6条の規定による改正後の豊中市立コミュニティプラザ条例別表第2の規定は、令和5年6月1日以後に徴収する同年7月1日以後の使用に係る使用料について適用する。

市議案第29号

とよなか国際交流センター条例の一部を改正する  
条例の設定について

とよなか国際交流センター条例の一部を改正する条例を次の  
ように設定するものとする。

令和5年（2023年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

コミュニケーションスペースの使用料の限度額の設定その他  
所要の規定を整備するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

とよなか国際交流センター条例の一部を改正する条例

とよなか国際交流センター条例（平成5年豊中市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）																		
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （省 略）</p> <p>2 とよなか男女共同参画推進センター条例（平成12年豊中市条例第19号）第1条の目的のために料理室、音楽・健康づくりルーム、プレイルーム1、<u>プレイルーム2 A又はプレイルーム2 B</u>の施設を提供する場合（第1条の目的のためにこれらの施設を提供する場合を除く。）における第3条第2項の規定の適用については、これらの施設の提供を同条第1項の事業とみなす。この場合におけるこれらの施設の使用料については、第8条第1項の規定にかかわらず、別表に掲げる額の範囲内で市規則で定める額とする。</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設名</th> <th style="width: 50%;">使用料（1日につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（省 略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プレイルーム2 B</td> <td style="text-align: center;">（省 略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（省 略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料（1日につき）	（省 略）		プレイルーム2 B	（省 略）	（省 略）		<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （省 略）</p> <p>2 とよなか男女共同参画推進センター条例（平成12年豊中市条例第19号）第1条の目的のために料理室、音楽・健康づくりルーム、プレイルーム1、<u>プレイルーム2 A、プレイルーム2 B又はコミュニケーションスペース</u>の施設を提供する場合（第1条の目的のためにこれらの施設を提供する場合を除く。）における第3条第2項の規定の適用については、これらの施設の提供を同条第1項の事業とみなす。この場合におけるこれらの施設の使用料については、第8条第1項の規定にかかわらず、別表に掲げる額の範囲内で市規則で定める額とする。</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設名</th> <th style="width: 50%;">使用料（1日につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（省 略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プレイルーム2 B</td> <td style="text-align: center;">（省 略）</td> </tr> <tr> <td><u>コミュニケーションスペース</u></td> <td style="text-align: center;">3, 820円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（省 略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料（1日につき）	（省 略）		プレイルーム2 B	（省 略）	<u>コミュニケーションスペース</u>	3, 820円	（省 略）	
施設名	使用料（1日につき）																		
（省 略）																			
プレイルーム2 B	（省 略）																		
（省 略）																			
施設名	使用料（1日につき）																		
（省 略）																			
プレイルーム2 B	（省 略）																		
<u>コミュニケーションスペース</u>	3, 820円																		
（省 略）																			

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

市議案第30号

豊中市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の  
設定について

豊中市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように  
設定するものとする。

令和5年（2023年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

博物館法の改正による引用条項の移動に伴い、所要の規定を  
整備するため、提案するものである。



豊中市条例第 号

豊中市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

豊中市旅館業法施行条例（平成23年豊中市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(法第3条第3項第3号の条例で定める施設)</p> <p>第6条 法第3条第3項第3号の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により指定された博物館に相当する施設</p> <p>(3)～(6) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>(法第3条第3項第3号の条例で定める施設)</p> <p>第6条 法第3条第3項第3号の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設</p> <p>(3)～(6) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

市議案第 31 号

廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部  
を改正する条例の設定について

廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように設定するものとする。

令和 5 年（2023 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

し尿の処理手数料の取扱区分及び額並びに粗大ごみ及び臨時  
に一般家庭が排出する一般廃棄物の処理手数料の額を改正する  
ため、提案するものである。

豊中市条例第 号

廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年豊中市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）				（ 改 正 後 ）			
（一般廃棄物の処理手数料）				（一般廃棄物の処理手数料）			
第24条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定による一般廃棄物の処理手数料は、次のとおりとする。				第24条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定による一般廃棄物の処理手数料は、次のとおりとする。			
種別	取扱区分	単位	金額	種別	取扱区分	単位	金額
し尿	世帯割によるもの	（省 略）		し尿	一般家庭から排出するもの	（省 略）	
	臨時又は多量に排出するもの	（省 略）			事業所から排出するもの	（省 略）	
					仮設トイレから排出するもの及び臨時の処理に係るもの	100リットルまで	14,450円
					100リットルを超える部分につき100リットルまでごとに		5,100円
（省 略）				（省 略）			
備考				備考			
1 し尿処理手数料の世帯割によるもののうち、特殊な便槽を使用する場合その他市規則で定める場合に該当するものについては、当該料金の5				1 し尿処理手数料の一般家庭から排出するもののうち、特殊な便槽を使用する場合その他市規則で定める場合に該当するものについては、当該			

( 現 行 )	( 改 正 後 )
割を加算する。  <u>2～6</u> (省 略) 2～4 (省 略)	料金の5割を加算する。 <u>2 仮設トイレとは、工事、催物等のために一時的に設置された便所をいう。</u> <u>3～7</u> (省 略) 2～4 (省 略)

第2条 廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )																																				
(一般廃棄物の処理手数料) 第24条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定による一般廃棄物の処理手数料は、次のとおりとする。	(一般廃棄物の処理手数料) 第24条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定による一般廃棄物の処理手数料は、次のとおりとする。																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種別</th> <th style="width: 15%;">取扱区分</th> <th style="width: 15%;">単位</th> <th style="width: 15%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(省 略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">粗大ごみ</td> <td>定日に排出するものの収集、運搬及び処分</td> <td rowspan="2">1点</td> <td>1,800円以内で品目ごとに市規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>臨時に排出するものの収集、運搬及び処分</td> <td>2,700円以内で品目ごとに市規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>上記以外の一般廃棄物</td> <td>臨時に一般家庭から排出するものの収集、</td> <td>10キログラムまでごとに</td> <td style="text-align: center;"><u>170円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	取扱区分	単位	金額	(省 略)				粗大ごみ	定日に排出するものの収集、運搬及び処分	1点	1,800円以内で品目ごとに市規則で定める額	臨時に排出するものの収集、運搬及び処分	2,700円以内で品目ごとに市規則で定める額	上記以外の一般廃棄物	臨時に一般家庭から排出するものの収集、	10キログラムまでごとに	<u>170円</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種別</th> <th style="width: 15%;">取扱区分</th> <th style="width: 15%;">単位</th> <th style="width: 15%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(省 略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">粗大ごみ</td> <td>定日に排出するものの収集、運搬及び処分</td> <td rowspan="2">1点</td> <td>2,700円以内で品目ごとに市規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>臨時に排出するものの収集、運搬及び処分</td> <td>4,050円以内で品目ごとに市規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>上記以外の一般廃棄物</td> <td>臨時に一般家庭から排出するものの収集、</td> <td>10キログラムまでごとに</td> <td style="text-align: center;"><u>250円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	取扱区分	単位	金額	(省 略)				粗大ごみ	定日に排出するものの収集、運搬及び処分	1点	2,700円以内で品目ごとに市規則で定める額	臨時に排出するものの収集、運搬及び処分	4,050円以内で品目ごとに市規則で定める額	上記以外の一般廃棄物	臨時に一般家庭から排出するものの収集、	10キログラムまでごとに	<u>250円</u>
種別	取扱区分	単位	金額																																		
(省 略)																																					
粗大ごみ	定日に排出するものの収集、運搬及び処分	1点	1,800円以内で品目ごとに市規則で定める額																																		
	臨時に排出するものの収集、運搬及び処分		2,700円以内で品目ごとに市規則で定める額																																		
上記以外の一般廃棄物	臨時に一般家庭から排出するものの収集、	10キログラムまでごとに	<u>170円</u>																																		
種別	取扱区分	単位	金額																																		
(省 略)																																					
粗大ごみ	定日に排出するものの収集、運搬及び処分	1点	2,700円以内で品目ごとに市規則で定める額																																		
	臨時に排出するものの収集、運搬及び処分		4,050円以内で品目ごとに市規則で定める額																																		
上記以外の一般廃棄物	臨時に一般家庭から排出するものの収集、	10キログラムまでごとに	<u>250円</u>																																		

( 現 行 )				( 改 正 後 )			
	運搬及び処分				運搬及び処分		
備考 (省 略)				備考 (省 略)			
2～4 (省 略)				2～4 (省 略)			

附 則

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第24条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき手数料から適用し、同日前までに徴収すべき手数料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第24条第1項の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に徴収すべき手数料から適用し、同日前までに徴収すべき手数料については、なお従前の例による。

市議案第 3 2 号

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例の  
設定について

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように  
設定するものとする。

令和 5 年（2023 年）2 月 2 4 日 提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

国民健康保険法施行令等の改正に伴い，出産育児一時金の額及び後期高齢者支援金等賦課限度額の引上げ並びに低所得者の保険料軽減措置の基準を改正するとともに，大阪府国民健康保険運営方針に基づき，国民健康保険料率及び減免に関する規定その他所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第1条 豊中市国民健康保険条例（昭和35年豊中市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<del>408,000円</del>を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、これに12,000円を加算するものとする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第11条の5の10 第11条の5の3又は第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条において同じ。）が<del>200,000円</del>を超えるときは、<u>200,000円</u>とする。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 合計金額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<del>408,000円</del><u>488,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、これに12,000円を加算するものとする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第11条の5の10 第11条の5の3又は第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条において同じ。）が<del>200,000円</del><u>220,000円</u>を超えるときは、<u>220,000円</u>とする。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 合計金額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付</p>

義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の保険料賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に285,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (省 略)

- (3) 合計金額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の保険料賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に520,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (省 略)

2 (省 略)

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「650,000円」とあるのは「200,00

義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の保険料賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に290,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (省 略)

- (3) 合計金額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の保険料賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に535,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (省 略)

2 (省 略)

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「650,000円」とあるのは「220,00



<p>0円」と、前項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の5の5第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 (省 略)</p>	<p>0円」と、前項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の5の5第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 (省 略)</p>
--	--

第2条 豊中市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第8条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。)以外の被保険者(以下「一般被保険者」という。)に係る基礎賦課額(第16条及び第16条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ (省 略)</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)の額</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第8条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。)以外の被保険者(以下「一般被保険者」という。)に係る基礎賦課額(第16条及び第16条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ (省 略)</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)の<u>額のうち、次に掲げる額の合算額を除いた額</u></p> <p><u>(ア) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）</p> <p>第11条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次の各号に定める基準により算出する。</p> <p>(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の50に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p>	<p><u>令第41号。以下「算定政令」という。）第6条第6項第1号に掲げる額（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）第6条第1号ハからヌまで及びヲ（大阪府知事が定めたものに限る。）並びに同令附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）</u></p> <p><u>(イ) 算定政令第6条第6項第2号に掲げる額</u></p> <p><u>(ウ) 算定政令第6条第6項第3号に掲げる額</u></p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びヲ（大阪府知事が定めたものに限る。）並びに同令附則第7条第2号及び第3号に掲げる額の合計額を除く。）、第2号及び第3号に掲げる額を除く。）の額</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）</p> <p>第11条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>法第82条の3第1項及び第3項の規定により府が算定し、及び通知する市町村標準保険料率（以下「市町村標準保険料率」という。）のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(2) 被保険者均等割 <u>一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 <u>一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</u></p> <p>イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</p>	<p>(2) 被保険者均等割 <u>市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 <u>市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</u></p> <p>イ 特定世帯（<u>特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月（同日の属する月をいう。以下同じ。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>ウ <u>特定継続世帯</u> アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)</p> <p>第11条の4 第11条の2の被保険者均等割額は、<u>第11条の規定により算定した額と同額とする。</u></p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)</p> <p>第11条の4の2 第11条の2の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第11条第1項第3号アに定めるところにより算定した額</p> <p>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する法附則第6条第1項の規定による退職被保険者(以下「退職被保険者」という。)の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第11条第1項第3号イに定めるところにより算定した額</p> <p>(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経</p>	<p><u>帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)</u> アに定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ <u>特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。以下同じ。)</u> アに定める額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)</p> <p>第11条の4 第11条の2の被保険者均等割額は、<u>第11条第1項第2号に掲げる額と同額とする。</u></p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)</p> <p>第11条の4の2 第11条の2の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第11条第1項第3号アに定める額</p> <p>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する法附則第6条第1項の規定による退職被保険者(以下「退職被保険者」という。)の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第11条第1項第3号イに定める額</p> <p>(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第11条第1項第3号ウに定める<u>ところにより算定した額</u>（基礎賦課限度額）</p> <p>第11条の5 第9条又は第11条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条において同じ。）が<u>650,000円を超えるときは、650,000円とする。</u></p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第11条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次の各号に定める基準により算出する。</p> <p>(1) 所得割 <u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の厚生労働省令で定める方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める<u>ところにより算定した額</u></p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 <u>一般被保険者に係る後期高齢者</u></p>	<p>過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第11条第1項第3号ウに定める額（基礎賦課限度額）</p> <p>第11条の5 第9条又は第11条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条において同じ。）は、<u>各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号又は同令附則第4条第2項第6号に掲げる額を超えることができない。</u></p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第11条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 <u>市町村標準保険料率のうち、後期</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</u></p> <p>イ 特定世帯 アに定める<u>ところにより算定した額</u>に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯 アに定める<u>ところにより算定した額</u>に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)</p> <p>第11条の5の8 第11条の5の6の被保険者均等割額は、<u>第11条の5の5の規定により算定した額と同額とする。</u></p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)</p> <p>第11条の5の9 第11条の5の6の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第11条の5の5第1項第3号アに定めるところにより算定した額</p> <p>(2) 第11条の4の2第2号に掲げる世帯 第11条の5の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額</p> <p>(3) 第11条の4の2第3号に掲げる世帯 第11条の5の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p>	<p><u>高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</u></p> <p>イ 特定世帯 アに定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯 アに定める額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)</p> <p>第11条の5の8 第11条の5の6の被保険者均等割額は、<u>第11条の5の5第1項第2号に掲げる額と同額とする。</u></p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)</p> <p>第11条の5の9 第11条の5の6の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第11条の5の5第1項第3号アに定める額</p> <p>(2) 第11条の4の2第2号に掲げる世帯 第11条の5の5第1項第3号イに定める額</p> <p>(3) 第11条の4の2第3号に掲げる世帯 第11条の5の5第1項第3号ウに定める額</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>第11条の5の10 第11条の5の3又は第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条において同じ。）が<u>220,000円を超えるときは、220,000円とする。</u></p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第11条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次の各号に定める基準により算出する。</p> <p>(1) 所得割 <u>介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の数で除して得た額</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第11条の10 第11条の7の賦課額が、<u>170,000円を超えるときは、170,000円とする。</u></p>	<p>第11条の5の10 第11条の5の3又は第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条において同じ。）は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第3項第8号又は同令附則第4条第3項第6号に掲げる額を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第11条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第11条の10 第11条の7の賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第4項第8号に掲げる額を超えることができない。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>650,000円</u>を超える場合には、<u>650,000円</u>）とする。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「<u>650,000円</u>」とあるのは「<u>220,000円</u>」と、前項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の5の5第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項第1号(イを除く。)、第2号(イを除く。)及び第3号(イを除く。)並びに第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の7」と、「<u>650,000円</u>」とあるのは「<u>170,000円</u>」と、第2項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の9第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(保険料の減免)</p>	<p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>第11条の5に規定する基礎賦課限度額</u>を超える場合には、<u>当該基礎賦課限度額</u>）とする。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「<u>第11条の5に規定する基礎賦課限度額</u>」とあるのは「<u>第11条の5の10に規定する後期高齢者支援金等賦課限度額</u>」と、「<u>当該基礎賦課限度額</u>」とあるのは「<u>当該後期高齢者支援金等賦課限度額</u>」と、前項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の5の5第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項第1号(イを除く。)、第2号(イを除く。)及び第3号(イを除く。)並びに第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の7」と、「<u>第11条の5に規定する基礎賦課限度額</u>」とあるのは「<u>第11条の10に規定する介護納付金賦課限度額</u>」と、「<u>当該基礎賦課限度額</u>」とあるのは「<u>当該介護納付金賦課限度額</u>」と、第2項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の9第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(保険料の減免)</p>



( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要と認めるものについては、その者の申請により、保険料を減免することができる。</p> <p>(1) <u>災害等により生活が著しく困難となった者</u></p> <p>(2) <u>貧困により生活のため公私の扶助を受けている者</u></p> <p>(3)・(4) (省 略)</p> <p>2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市規則で定める申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>3 (省 略)</p>	<p>第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要と認めるものについては、その者の申請により、保険料を減免することができる。</p> <p>(1) <u>災害により居住する住宅について著しい損害を受けた者</u></p> <p>(2) <u>所得が著しく減少した者(市規則で定める者を除く。)</u></p> <p>(3)・(4) (省 略)</p> <p>2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに、市規則で定める申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 (省 略)</p>

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の豊中市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第11条の5の10及び第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正後の豊中市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

市議案第 33 号

令和 5 年度分の国民健康保険料の料率の特例に関する  
条例の設定について

令和 5 年度分の国民健康保険料の料率の特例に関する条例を  
次のように設定するものとする。

令和 5 年（2023 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

令和 5 年度分の国民健康保険料の基礎賦課額，後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の料率の特例を定めるため，提案するものである。

豊中市条例第 号

令和5年度分の国民健康保険料の料率の特例に関する条例

豊中市国民健康保険条例（昭和35年豊中市条例第2号）第11条第1項，第11条の5の5第1項及び第11条の9第1項の規定にかかわらず，令和5年度分の国民健康保険料の料率は，次のとおりとする。

(1) 基礎賦課額の保険料率

所得割 100分の9.07

被保険者均等割 32,955円

世帯別平等割

特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯

32,286円

特定世帯 16,143円

特定継続世帯 24,215円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割 100分の2.89

被保険者均等割 10,394円

世帯別平等割

特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯

10,022円

特定世帯 5,011円

特定継続世帯 7,517円

(3) 介護納付金賦課額の保険料率

所得割 100分の2.54

被保険者均等割 18,897円

附 則

この条例は，令和5年4月1日から施行する。

市議案第34号

豊中市道路占用料条例及び豊中市法定外公共物管理  
条例の一部を改正する条例の設定について  
豊中市道路占用料条例及び豊中市法定外公共物管理  
条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和5年（2023年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

自動運行補助施設及び歩行者利便増進施設等に係る占用料の額を定めるとともに、その他所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市道路占用料条例及び豊中市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

(豊中市道路占用料条例の一部改正)

第1条 豊中市道路占用料条例(昭和29年豊中市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(占用料の額)</p> <p>第3条 占用料の額は、別表の<u>通り</u>とする。<u>但し</u>、次の各号の<u>一</u>に該当する場合の占用料については、<u>当該各号</u>の定めるところによる。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>広告物</u>のための占用であって、<u>広告物として利用できる面積</u>が、道路の占用面積より広いときの占用料は、<u>広告物として利用できる面積</u>による。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(占用料徴収時期)</p> <p>第4条 占用料の徴収時期は、次の各号による。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 占用期間1年以上のものは、初年度分は、前号の例により、次年度以降の分については、当該会計年度分を<u>その年度の初めに</u>徴収する。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>別表</p>	<p>(占用料の額)</p> <p>第3条 占用料の額は、別表の<u>とおり</u>とする。<u>ただし</u>、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合の占用料については、<u>当該各号</u>に定めるところによる。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>広告塔、看板(アーチであるものを除く。以下同じ。)</u>又は幕(道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「<u>法施行令</u>」という。)第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。以下同じ。)のための占用であって、<u>これらの表示部分の面積</u>が、道路の占用面積より広いときの占用料は、<u>当該表示部分の面積</u>による。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(占用料徴収時期)</p> <p>第4条 占用料の徴収時期は、次の各号による。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 占用期間1年以上のものは、初年度分は、前号の例により、次年度以降の分については、当該会計年度分を<u>市規則で定める期日までに</u>徴収する。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>別表</p>

( 現 行 )				( 改 正 後 )							
道 路 占 用 料 金 表				道 路 占 用 料 金 表							
占用物件		単位	期間	占用料	占用物件		単位	期間	占用料		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	郵便差出箱及び信書便差出箱	(省 略)	(省 略)		法第32条第1項第1号に掲げる工作物	郵便差出箱及び信書便差出箱	(省 略)				
						広告塔	1平方メートル	1年	11,000円		
		(省 略)									
		(省 略)									
法第32条第1項第3号に掲げる施設					法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	1メートル	1年	17円
								その他の	1メートル	1年	58円
								道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本	1年	4,600円
								その他の上空に設けるもの	1平方メートル	1年	2,900円
								地下に設けるもの	1平方メートル	1年	1,700円

( 現 行 )					( 改 正 後 )					
							けるもの	ル		円
	鉄道，軌道その他これらに類する施設			(省 略)		その他のもの			(省 略)	
				(省 略)					(省 略)	
道路法施行令	広告物			(省 略)	法施行令第7	看板			(省 略)	
(昭和27年	標柱及び標識類			(省 略)	条第1号に掲	標識			(省 略)	
政令第479	その他のもの	1平方メートル	1月	1,100	げる物件	旗ざお	祭礼，縁日等に際し，一時的に設けるもの	1本	1日	110円
号。以下「法施行令」という。)		ル		円			その他のもの	1本	1月	1,100円
第7条第1号に掲げる物件						幕	祭礼，縁日等に際し，一時的に設けるもの	1平方メートル	1日	110円
							その他のもの	1平方メートル	1月	1,100円
						アーチ	車道を横断するもの	1基	1月	11,000円
							その他のもの	1基	1月	5,400円
				(省 略)					(省 略)	

( 現 行 )		( 改 正 後 )					
法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	(省 略)	法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	(省 略)				
		法施行令第7条第8号に掲げる施設	食事施設、購買施設その他これらに類する施設	高架の道路の路面下に設けるもの	1平方メートル	1年	Aに0.011を乗じて得た額
				上空に設けるもの	1平方メートル	1年	Aに0.023を乗じて得た額
				その他のもの	1平方メートル	1年	Aに0.033を乗じて得た額
	(省 略)	(省 略)					
備考 (省 略)		備考 (省 略)					

(豊中市法定外公共物管理条例の一部改正)

第2条 豊中市法定外公共物管理条例(平成16年豊中市条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
(占用料の徴収時期) 第8条 占用料の徴収時期は、次のとおりとする。	(占用料の徴収時期) 第8条 占用料の徴収時期は、次のとおりとする。



( 現 行 )

(1) (省 略)

(2) 占用許可期間が1年以上のものは、初年度分については前号の例により、次年度以降の分については当該会計年度分をその年度の初めに徴収する。

別表

法定外公共物占用料金表

占用物件	単位	期間	占用料
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話箱、広告塔その他これらに類する工作物	(省 略)		
(省 略)			
鉄道、軌道その他これらに類する施設	1 平方メートル	1年	3, 0 0 0 円

( 改 正 後 )

(1) (省 略)

(2) 占用許可期間が1年以上のものは、初年度分については前号の例により、次年度以降の分については当該会計年度分を市規則で定める期日までに徴収する。

別表

法定外公共物占用料金表

占用物件	単位	期間	占用料
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話箱、広告塔その他これらに類する工作物	(省 略)		
(省 略)			
鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設	1メートル	1年	1 7 円
自動運行補助施設	自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	1 1, 0 0 0 円
その他これらに類する施設	その他の導線	1メートル	5 8 円

( 現 行 )					( 改 正 後 )					
						道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本	1年	4,600円	
						その他のもの	上空に設けるもの	1平方メートル	1年	2,900円
							地下に設けるもの	1平方メートル	1年	1,700円
						その他のもの		1平方メートル	1年	3,000円
(省 略)					(省 略)					
広告物, 標柱, 標識その他これらに類するもの	広告物	(省 略)			看板(アーチで掲げる工事用施設であるものを除く。以下同じ。)	看板	(省 略)			
	標柱及び標識類	(省 略)			あるものを除く。以下同じ。)	標識	(省 略)			
	その他のもの	1平方メートル	1月	1,100円	旗ざお	祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	1本	1日	110円	
					幕(道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。以下同じ。)	幕	祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	1平方メートル	1日	110円
					アーチ					

( 現 行 )					( 改 正 後 )				
						その他のもの	1 平方メートル	1 月	1, 100
						の	ル		円
					アーチ	車道を横断するもの	1 基	1 月	11, 000
						の			円
					その他のもの	1 基	1 月	5, 400	円
					の				円
( 省 略 )					( 省 略 )				
仮設建築物		( 省 略 )			仮設建築物		( 省 略 )		
					食事施設, 購買施設その他これらに類する施設	高架の道路の路面下に設けるもの	1 平方メートル	1 年	Aに0.011を乗じて得た額
						の			額
						上空に設けるもの	1 平方メートル	1 年	Aに0.023を乗じて得た額
						の	ル		額
					その他のもの	1 平方メートル	1 年	Aに0.033を乗じて得た額	額
						の			額
( 省 略 )					( 省 略 )				
備考 1～3 ( 省 略 )					備考 1～3 ( 省 略 ) 4 広告塔, 看板又は幕のための占用であって, これらの表示部分の面積				

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<u>が，法定外公共物の占有面積より広いときの占有料は，当該表示部分の面積による。</u>

附 則

- 1 この条例は，令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の豊中市道路占用料条例第3条及び別表の規定は，この条例の施行の日以後に徴収すべき占有料から適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の豊中市法定外公共物管理条例別表の規定は，この条例の施行の日以後に徴収すべき占有料から適用する。

市議案第 35 号

豊中市市道の構造の技術的基準等を定める条例の  
一部を改正する条例の設定について

豊中市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正  
する条例を次のように設定するものとする。

令和 5 年（2023 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

道路法等の改正に伴い，交通安全施設に自動運行補助施設を追加するとともに，歩行者利便増進道路の構造の一般的技術的基準を定めるため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

豊中市市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年豊中市条例第84号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(交通安全施設)</p> <p>第30条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で令第31条の国土交通省令で定めるものを設けるものとする。</p>	<p>(交通安全施設)</p> <p>第30条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、<u>自動運行補助施設</u>、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で令第31条の国土交通省令で定めるものを設けるものとする。</p> <p><u>(歩行者利便増進道路)</u></p> <p>第41条 <u>歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</u></p> <p><u>3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、豊中市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第85号）に適合する構造とするものとする。</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
(道路標識の寸法) <u>第41条</u> (省 略) (委任) <u>第42条</u> (省 略)	(道路標識の寸法) <u>第42条</u> (省 略) (委任) <u>第43条</u> (省 略)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

市議案第36号

豊中市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和5年（2023年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の改正に伴い、旅客特定車両停留施設の構造に関する基準を定めるとともに、その他所要の規定を整備するため、提案するものである。



豊中市条例第 号

豊中市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊中市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 <u>歩道等</u>（第3条—第9条）</p> <p>第3章～第5章 （省 略）</p> <p><u>第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第20条—第23条）</u></p> <p><u>第7章 雑則（第24条）</u></p> <p>附則 (定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法第2条、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条（第4号及び第13号に限る。）及び道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 有効幅員 歩道、<u>自転車歩行者道</u>、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は<u>自動車駐車場</u>の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（<u>第1条—第2条の2</u>）</p> <p>第2章 <u>歩道等及び自転車歩行者専用道路等</u>（第3条—第9条）</p> <p>第3章～第5章 （省 略）</p> <p><u>第6章 旅客特定車両停留施設（第20条—第30条）</u></p> <p><u>第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第31条—第34条）</u></p> <p><u>第8章 雑則（第35条）</u></p> <p>附則 (定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法第2条、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条（第4号及び第13号に限る。）及び道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 有効幅員 歩道、<u>自転車歩行者道</u>、<u>自転車歩行者専用道路</u>、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は<u>自動車駐車場若しくは旅客特定車両停留施設</u>の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>施設を設置するために必要な幅員<u>又は除雪</u>のために必要な幅員を除いた幅員をいう。</p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p>第2章 <u>歩道等</u></p> <p>(歩道)</p> <p>第3条 道路(自転車歩行者道を設ける<u>道路</u>を除く。)には、歩道を設けるものとする。</p> <p>(有効幅員)</p> <p>第4条 <u>歩道又は自転車歩行者道</u>(以下「歩道等」という。)の<u>有効幅員</u>の基準は、市規則で定める。</p> <p>(舗装)</p> <p>第5条 <u>歩道等</u>の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 <u>歩道等</u>の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。</p>	<p>歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員、<u>除雪のために必要な幅員又は道路構造令第41条第1項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員</u>を除いた幅員をいう。</p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p><u>(災害等の場合の適用除外)</u></p> <p><u>第2条の2 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。</u></p> <p>第2章 <u>歩道等及び自転車歩行者専用道路等</u></p> <p>(歩道)</p> <p>第3条 道路(自転車歩行者道を設ける<u>道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路</u>を除く。)には、歩道を設けるものとする。</p> <p>(有効幅員)</p> <p>第4条 <u>歩道若しくは自転車歩行者道</u>(以下「歩道等」という。) <u>又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路</u>(以下「<u>自転車歩行者専用道路等</u>」という。)の<u>有効幅員</u>の基準は、市規則で定める。</p> <p>(舗装)</p> <p>第5条 <u>歩道等又は自転車歩行者専用道路等</u>の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 <u>歩道等又は自転車歩行者専用道路等</u>の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(勾配)</p> <p>第6条 <u>歩道等の縦断勾配の基準は、市規則で定める。</u></p> <p>2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の<u>横断勾配の基準は、市規則で定める。</u></p> <p>(横断歩道に接続する歩道等の部分)</p> <p>第9条 (省 略)</p> <p>2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、<u>車いす</u>を使用している者が円滑に転回できる構造とするものとする。</p>	<p>(勾配)</p> <p>第6条 <u>歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配の基準は、市規則で定める。</u></p> <p>2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）又は自転車歩行者専用道路等の横断勾配の基準は、市規則で定める。</p> <p>(横断歩道に接続する歩道等の部分)</p> <p>第9条 (省 略)</p> <p>2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、<u>車椅子</u>を使用している者(以下「<u>車椅子使用者</u>」という。)が円滑に転回できる構造とするものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 旅客特定車両停留施設</u></p> <p><u>(通路)</u></p> <p><u>第20条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路の基準は、市規則で定める。</u></p> <p><u>2 前項の1以上の通路（以下「<u>移動等円滑化された通路</u>」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。</u></p> <p>3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<p><u>体的に利用される他の施設のエレベーター（第22条に規定する基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第23条に規定する基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。</u></p> <p><u>4 旅客特定車両停留施設の通路の基準は、市規則で定める。</u></p> <p><u>(出入口)</u></p> <p><u>第21条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口の基準は、市規則で定める。</u></p> <p><u>(エレベーター)</u></p> <p><u>第22条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの基準は、市規則で定める。</u></p> <p><u>(傾斜路)</u></p> <p><u>第23条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の基準は、市規則で定める。</u></p> <p><u>(エスカレーター)</u></p> <p><u>第24条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターの基準は、市規則で定める。</u></p> <p><u>(階段)</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>第6章 (省 略)</p>	<p>第25条 <u>移動等円滑化された通路に設ける階段の基準は、市規則で定める。</u> <u>(乗降場)</u></p> <p>第26条 <u>旅客特定車両停留施設の乗降場の基準は、市規則で定める。</u> <u>(運行情報提供設備)</u></p> <p>第27条 <u>旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u> <u>(便所)</u></p> <p>第28条 <u>旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合における当該便所の基準は、市規則で定める。</u> <u>(乗車券等販売所、待合所及び案内所)</u></p> <p>第29条 <u>乗車券等販売所、待合所及び案内所を設ける場合における当該乗車券等販売所、待合所及び案内所の基準は、市規則で定める。</u> <u>2 乗車券等販売所又は案内所(勤務する者を置かないものを除く。)には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。</u> <u>(券売機)</u></p> <p>第30条 <u>乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。</u></p> <p>第7章 (省 略)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(案内標識)</p> <p><u>第20条</u> (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(視覚障害者誘導用ブロック)</p> <p><u>第21条</u> 歩道等，立体横断施設の通路，乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には，視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に，視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。</p>	<p>(案内標識)</p> <p><u>第31条</u> (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p><u>3</u> <u>旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機，傾斜路，便所，乗車券等販売所，待合所，案内所若しくは休憩設備（次項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には，これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。</u></p> <p><u>4</u> <u>公共用通路に直接通ずる出入口の付近には，移動等円滑化のための主要な設備（第20条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては，同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし，移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は，この限りでない。</u></p> <p><u>5</u> <u>公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に，旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音，点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。</u></p> <p>(視覚障害者誘導用ブロック)</p> <p><u>第32条</u> 歩道等，自転車歩行者専用道路等，立体横断施設の通路，乗合自動車停留所並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の通路には，視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に，視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。</p> <p><u>2</u> <u>前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>2・3</u> (省 略)</p> <p>(休憩施設)</p> <p><u>第22条</u> 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>(照明施設)</p>	<p><u>停留施設の通路と前条第5項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）</u>、<u>便所の出入口</u>、<u>第29条に規定する基準に適合する乗車券等販売所その他市規則で定める設備との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。</u>ただし、<u>視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。</u></p> <p><u>3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。</u></p> <p><u>4・5</u> (省 略)</p> <p>(休憩施設)</p> <p><u>第33条</u> 歩道等又は自転車歩行者専用道路等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p><u>2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 旅客特定車両停留施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。</u></p> <p>(照明施設)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>第23条</u> 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等<u>及び立体横断施設</u>の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>2 乗合自動車停留所<u>及び自動車駐車場</u>には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所<u>及び自動車駐車場の路面</u>の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;"><u>第7章</u> (省 略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第24条</u> (省 略)</p>	<p><u>第34条</u> 歩道等、<u>自転車歩行者専用道路等</u>及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等、<u>自転車歩行者専用道路等</u>及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>2 乗合自動車停留所、<u>自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設</u>には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、<u>自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面</u>の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;"><u>第8章</u> (省 略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第35条</u> (省 略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



市議案第 37 号

豊中市都市公園条例の一部を改正する条例の設定  
について

豊中市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように設定  
するものとする。

令和 5 年（2023 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

都市公園の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を  
定めるため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 豊中市都市公園条例（昭和35年豊中市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(使用料)</p> <p>第19条 第4条第1項、第8条第1項又は第9条第1項の許可又は承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2から別表第4までに定める範囲内で市規則で定める使用料（法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設（以下「公園予定区域」という。）の使用料を含む。以下同じ。）を納付しなければならない。</p> <p>2 (省 略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第19条 第4条第1項、第8条第1項又は第9条第1項の許可又は承認を受けた者（以下「使用者」という。）<u>（指定管理者から第4条第1項の承認を受けた者を除く。以下この条において同じ。）</u>は、別表第2から別表第4までに定める範囲内で市規則で定める使用料（法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設（以下「公園予定区域」という。）の使用料を含む。以下同じ。）を納付しなければならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p><u>（指定管理者による管理）</u></p> <p><u>第32条 市長は、別表第5に掲げる公園の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 公園における事業の実施に関する業務</u></p> <p><u>(2) 公園における制限行為の承認、その取消しその他公園における制限行為に関する業務</u></p> <p><u>(3) 公園及び公園施設の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(4) その他市長が必要と認める業務</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<p><u>(指定管理者の指定の手續)</u></p> <p><u>第33条 市長は、前条第1項の規定により指定管理者に公園の管理を行わせようとするときは、公募する。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市規則で定める書類を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、前項の規定により同項に規定する書類の提出があったときは、次に掲げる基準に基づき、最も適当であると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。</u></p> <p><u>(1) 市民の平等な利用が確保され、かつ、サービスの向上が図られるものであること。</u></p> <p><u>(2) 事業計画書の内容が公園の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的・効果的な運営が図られるものであること。</u></p> <p><u>(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。</u></p> <p><u>(4) その他公園の設置の目的を効果的に達成できることを判断するために必要なものとして市規則で定める基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>4 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、豊中市公民連携手法による公共施設整備等事業者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第1項ただし書の規定により公募を行わないときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(協定の締結)</u></p> <p><u>第34条 指定管理者の指定を受けたものは、公園の管理に関し、市長と協定</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<p><u>を締結しなければならない。</u></p> <p><u>(事業報告書の作成及び提出)</u></p> <p><u>第35条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、市規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>(利用料金)</u></p> <p><u>第36条 市長は、指定管理者に、指定管理者から第4条第1項の承認を受けた者の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</u></p> <p><u>2 利用料金の額は、別表第6に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</u></p> <p><u>3 第1項に規定する承認を受けた者が会費、入場料その他これらに類する料金を徴収する場合における利用料金の額は、別表第6に定める額の2倍以内で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</u></p> <p><u>4 市長は、前2項の承認をしたときは、当該承認をした利用料金の額を告示しなければならない。</u></p> <p><u>(利用料金の減免)</u></p> <p><u>第37条 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。</u></p> <p><u>(利用料金の前納及び返還)</u></p> <p><u>第38条 指定管理者から第4条第1項の承認を受けた者は、利用料金を指定</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<p><u>管理者に前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。</u></p> <p><u>(指定の取消し等による損害)</u></p> <p>第39条 <u>地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市は、その責めを負わない。</u></p> <p><u>(指定管理者の原状回復義務)</u></p> <p>第40条 <u>指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、公園及び公園施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(指定管理者の損害賠償義務)</u></p> <p>第41条 <u>指定管理者は、故意又は過失により公園又は公園施設を滅失し、又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p><u>(秘密保持義務)</u></p> <p>第42条 <u>指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、その業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は公園の管理目的以外の目的に利用してはならない。</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )										
<p>(委任) 第32条 (省 略)</p>	<p><u>(指定管理者の管理の基準)</u>  <u>第43条 公園の管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。</u>  (1) <u>公園の開園時間及び休園日は、公園の利用形態、利用者の便宜等により市長の承認を得て定めること。</u>  (2) <u>公園の管理に関し保有する個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の漏えい、改ざん、滅失等の防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じること。</u>  (3) <u>公園の管理に関し保有する情報の公開について必要な措置を講じること。</u>  (4) <u>その他法令、この条例、この条例に基づく市規則その他市長の定めるところに従い、公園の管理を行うこと。</u></p> <p><u>(指定等の告示)</u>  <u>第44条 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。</u></p> <p>(委任)  第45条 (省 略)</p> <p><u>別表第5 指定管理者に管理を行わせることができる公園</u></p> <table border="1" data-bbox="1137 1209 2069 1262"> <tr> <td><u>名称</u></td> <td><u>原田緑地</u></td> </tr> </table> <p><u>別表第6 公園の利用料金</u></p> <table border="1" data-bbox="1137 1318 2069 1412"> <thead> <tr> <th><u>種別</u></th> <th><u>単位</u></th> <th><u>期間</u></th> <th><u>利用料金</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>行商、募金、出店等を行うとき</u></td> <td><u>1平方メートル</u></td> <td><u>1日</u></td> <td><u>200円</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>名称</u>	<u>原田緑地</u>	<u>種別</u>	<u>単位</u>	<u>期間</u>	<u>利用料金</u>	<u>行商、募金、出店等を行うとき</u>	<u>1平方メートル</u>	<u>1日</u>	<u>200円</u>
<u>名称</u>	<u>原田緑地</u>										
<u>種別</u>	<u>単位</u>	<u>期間</u>	<u>利用料金</u>								
<u>行商、募金、出店等を行うとき</u>	<u>1平方メートル</u>	<u>1日</u>	<u>200円</u>								

( 現 行 )	( 改 正 後 )			
	<u>業として写真の撮影を行うとき</u>	<u>1箇所</u>	<u>1日</u>	<u>2,000円</u>
	<u>業として映画の撮影を行うとき</u>	<u>1箇所</u>	<u>1日</u>	<u>4,000円</u>
	<u>競技会、展示会、博覧会等を行うとき</u>	<u>1平方メートル</u>	<u>1日</u>	<u>2円</u>
	<u>興行を行うとき</u>	<u>1平方メートル</u>	<u>1日</u>	<u>10円</u>

第2条 豊中市都市公園条例の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第33条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、<u>豊中市公民連携手法による公共施設整備等事業者選定委員会</u>の意見を聴かなければならない。ただし、第1項ただし書の規定により公募を行わないときは、この限りでない。</p>	<p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第33条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、<u>豊中市都市公園指定管理者選定評価委員会</u>の意見を聴かなければならない。ただし、第1項ただし書の規定により公募を行わないときは、この限りでない。</p> <p><u>(管理状況の評価)</u></p> <p><u>第45条 指定管理者は、その指定の期間において、公園の管理状況について、豊中市都市公園指定管理者選定評価委員会の評価を受けなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(豊中市都市公園指定管理者選定評価委員会)</u></p> <p><u>第46条 指定管理者の選定及び管理状況の評価について調査審議するため、豊中市都市公園指定管理者選定評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
(委任) <u>第45条</u> (省 略)	<u>2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。</u> (委任) <u>第47条</u> (省 略)

附 則

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の豊中市都市公園条例第33条第3項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、同条並びに同条例第34条及び第44条の規定の例により、第1条の規定の施行の日前においても行うことができる。
- 3 委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年豊中市条例第19号）の一部を次のように改正する。  
 第2条第1項中第80号を第81号とし、第68号から第79号までを1号ずつ繰り下げ、第67号の次に次の1号を加える。  
 (68) 都市公園指定管理者選定評価委員会  
 委員 日額 9,700円  
 第4条第3項中「同項第79号及び第80号」を「同項第80号及び第81号」に改める。  
 第5条第2項中「第78号」を「第79号」に、「同項第79号及び第80号」を「同項第80号及び第81号」に改める。



市議案第 38 号

豊中市建築基準法施行条例の一部を改正する条例  
の設定について

豊中市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のよう  
に設定するものとする。

令和 5 年（2023 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

建築基準法の改正に伴い，容積率の特例認定の申請審査に係  
る手数料等の名称及び額を定めるとともに，その他所要の規定  
を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

豊中市建築基準法施行条例（平成16年豊中市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）			（ 改 正 後 ）		
<p>（確認及び検査等の手数料）</p> <p>第64条（省略）</p> <p>2～7（省略）</p> <p>8 次の表の中欄に掲げる承認、指定、許可又は認定の申請をしようとする者は、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。この場合における当該手数料の金額は、1件につきそれぞれ同欄に掲げる金額とする。</p>			<p>（確認及び検査等の手数料）</p> <p>第64条（省略）</p> <p>2～7（省略）</p> <p>8 次の表の中欄に掲げる承認、指定、許可又は認定の申請をしようとする者は、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。この場合における当該手数料の金額は、1件につきそれぞれ同欄に掲げる金額とする。</p>		
	区分	金額		区分	金額
	事務	名称		事務	名称
（省略）			（省略）		
11	（省略）		11	法第52条第6項第3号の規定に基づく容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	27,000円
～			～	（省略）	
15	（省略）		16	（省略）	
16	法第55条第3項各号の規定に基づく建築物	（省略）	17	法第55条第3項又は第4項の規定に基づく	（省略）

( 現 行 )		( 改 正 後 )	
	の高さの許可の申請に対する審査		建築物の高さの許可の申請に対する審査
17	(省 略)	18	(省 略)
・		・	
18		19	
		20	法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査
			高度地区における建築物の高さの許可申請手数料
			160,000円
19	(省 略)	21	(省 略)
～		～	
40		42	
24から31までの項中の建築物の数は、用途上不可分の関係にある建築物のうち主要な用途の建築物の数の合計とする。ただし、25及び27から30までの項に掲げる場合において、建築しようとする建築物が、主要な用途以外の用途の建築物のみである場合は、建築物の数を1とみなす。		26から33までの項中の建築物の数は、用途上不可分の関係にある建築物のうち主要な用途の建築物の数の合計とする。ただし、27及び29から32までの項に掲げる場合において、建築しようとする建築物が、主要な用途以外の用途の建築物のみである場合は、建築物の数を1とみなす。	
9 次の表の中欄に掲げる書面の交付を受けようとする者は、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。		9 次の表の中欄に掲げる書面の交付を受けようとする者は、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。	
	区分		金額
	(省 略)		(省 略)
3	規則第11条の3第1項第1号から第6号までに掲げる書類の写し		200円
4	規則第11条の3第1項第7号及び第8号に掲げる書類の写し		100円

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>10～15 (省 略)</p> <p>16 <u>第8項の表33の項</u>に掲げる床面積の合計は、法第86条の8第1項の全体計画に係る建築物の床面積の合計とし、<u>同表34の項</u>に掲げる床面積の合計は、当該建築物の床面積（市規則で定めるところにより算定したものに限る。）の合計に0.5を乗じて得た面積とする。</p> <p>17 <u>第8項の表35の項</u>に掲げる床面積の合計は、法第87条の2第1項の全体計画に係る建築物の床面積の合計とする。</p> <p>18 <u>第8項の表39の項</u>に掲げる床面積の合計は、令第137条の16第2号の移転に係る建築物の床面積の合計とする。</p>	<p>10～15 (省 略)</p> <p>16 <u>第8項の表35の項</u>に掲げる床面積の合計は、法第86条の8第1項の全体計画に係る建築物の床面積の合計とし、<u>同表36の項</u>に掲げる床面積の合計は、当該建築物の床面積（市規則で定めるところにより算定したものに限る。）の合計に0.5を乗じて得た面積とする。</p> <p>17 <u>第8項の表37の項</u>に掲げる床面積の合計は、法第87条の2第1項の全体計画に係る建築物の床面積の合計とする。</p> <p>18 <u>第8項の表41の項</u>に掲げる床面積の合計は、令第137条の16第2号の移転に係る建築物の床面積の合計とする。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

市議案第 39 号

北部大阪都市計画新千里北住宅地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の設定について

北部大阪都市計画新千里北住宅地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 5 年（2023 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

北部大阪都市計画に係る地区計画の変更に伴い、新千里北住宅地区の A 地区の区域を A 地区及び C 地区に区分するとともに、建築物の敷地、構造及び用途に関する制限並びに緑化率の最低限度を定めるため、提案するものである。

豊中市条例第 号

北部大阪都市計画新千里北住宅地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北部大阪都市計画新千里北住宅地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成28年豊中市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )			( 改 正 後 )			
別表			別表			
建築制限の 事項	A地区	B地区	建築制限の 事項	A地区	B地区	C地区
1. 建築物 の用途 の制限	<p>(1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(2) 幼稚園又は幼保連携型認定こども園</p> <p>(3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>(6) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3</p>	<p>(1) 住宅（届出住宅（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第5項に規定する届出住宅をいう。）又は3戸以上の長屋（同項に規定する届出住宅を除く。）を除く。）</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3で定めるもの</p> <p>(3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活</p>	1. 建築物 の用途 の制限	<p>(1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(2) 幼稚園又は幼保連携型認定こども園</p> <p>(3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>(6) 店舗、飲食店その他これらに類する用途を兼ねるもの</p>	<p>(1) 住宅（届出住宅（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第5項に規定する届出住宅をいう。）又は3戸以上の長屋（同項に規定する届出住宅を除く。）を除く。）</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活</p>	<p>(1) 認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホーム</p> <p>(2) 幼稚園又は幼保連携型認定こども園</p> <p>(3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な</p>

( 現 行 )			( 改 正 後 )					
		<p>階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>(7) 前各号の建築物に附属するもの</p>	<p>及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設をいう。)で、延べ面積が200平方メートル未満のもの</p> <p>(4) 自治会等の自治活動の目的の用に供するための集会所その他これに類するもの</p> <p>(5) 診療所(住宅の用途を兼ねるもののうち患者の収容施設を有しないものに限る。)</p> <p>(6) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫その他これに類するもの</p> <p>(7) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5で定めるものを除く。)</p>			<p>その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の3で定めるもの(以下「店舗等」という。)でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>(7) 前各号の建築物に附属するもの</p>	<p>グループホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。以下同じ。)又は障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設をいう。以下同じ。)で、延べ面積が200平方メートル未満のもの</p> <p>(4) 自治会等の自治活動の目的の用に</p>	<p>建築物</p> <p>(6) 前各号の建築物と店舗等でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものとの複合建築物(3階以上の部分を店舗等の用途に供するものを除く。)(当該前各号の建築物の用途に供する部分の各階の床面積の合計の延べ面積に対する割合が2分の1を超えるものに限る。)</p> <p>(7) 前各号の建築物に附属するもの</p>
2	建築物の容積率の最高限度		10分の10					
3	建築物		10分の5					

( 現 行 )			( 改 正 後 )		
	の建蔽率の最高限度				に供するための集会所その他これに類するもの
4	建築物の敷地面積の最低限度	150平方メートル			(5) 診療所(住宅の用途を兼ねるものうち患者の収容施設を有しないものに限る。)
5	建築物の壁面の位置の制限	(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離(第3号において「道路からの外壁の後退距離」という。)は、5メートル以上でなければならない。 (2) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離(次号において「隣地からの外壁の後退距離」という。)は、3メートル以上でなければならない。 (3) 前2号の規定は、道路からの外壁の後退距離が5メートルに満たない距離又は隣地からの外壁の後退距離が3メー	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1メートル以上でなければならない。ただし、当該距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、適用しない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (3) 自動車車庫		(6) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫その他これに類するもの (7) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5で定めるものを除く。)
			2	建築物の容積率の最高限度	10分の10
			3	建築物の建蔽率の最	10分の5



( 現 行 )		( 改 正 後 )				
	<p>トルに満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のア又はイに該当する場合は、適用しない。ただし、イに該当する場合の道路からの外壁の後退距離又は隣地からの外壁の後退距離は、1.5メートル以上でなければならない。</p> <p>ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。</p> <p>イ 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p> <p>(4) 豊中市道新千里2号線(以下この号において「新千里2号線」という。)に面する建築物については、2階以下の階に限り、店舗、飲食店その他これらに類するものの用途に供する部分の外壁又はこれに代わる柱の面から新千里2号線の道</p>	高 限 度				
		4	建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度		150平方メートル	
		5	建 築 物 の 壁 面 の 位 置 の 制 限	<p>(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離(以下「道路からの外壁の後退距離」という。)は、5メートル以上でなければならない。</p> <p>(2) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離(以下「隣地からの外壁の後退距離」という。)は、3メートル以上でなければならない。</p>	<p>建築物の外壁又は柱の面に代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に</p>	<p>(1) 道路からの外壁の後退距離は、5メートル以上でなければならない。</p> <p>(2) 隣地からの外壁の後退距離は、3メートル以上でなければならない。</p> <p>(3) 前2号の規定は、道路からの外壁の後退距離が5メートルに満たない距離又は隣地からの外壁の後退距離が3メートルに満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のア又</p>

( 現 行 )			( 改 正 後 )		
		路境界線までの距離を1.5メートル以上とすることができる。			
6	建築物の最高限度	40メートル(豊中市道新千里北町第38号線の道路境界線からの距離が10メートル以内の区域においては、15メートル)	10メートルかつ軒の高さ7メートル	(3) 前2号の規定は、道路からの外壁の後退距離が5メートルに満たない距離又は隣地からの外壁の後退距離が3メートルに満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のア又はイに該当する場合は、適用しない。ただし、イに該当する場合の道路からの外壁の後退距離又は隣地からの外壁の後退距離は、1.5メートル以上でなければならない。	はイに該当する場合は、適用しない。ただし、イに該当する場合の道路からの外壁の後退距離又は隣地からの外壁の後退距離は、1.5メートル以上でなければならない。
7	垣又は柵の制限	道路に面する部分に設ける垣又は柵は、生垣、ネットフェンス、鉄柵その他これらに類する開放性のあるものとしなければならない。ただし、高さ2メートル以下の門又は塀(1.6メートルを超える部分については、ネットフェンス、鉄柵その他これらに類する開放性があるものに限る。)については、この限りでない。			ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。
8	緑化率の最低限度	10分の2.5			イ 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。
				(3) 自動車車庫	(4) 新千里2号線

( 現 行 )	( 改 正 後 )		
			<p>以下であること。</p> <p>イ 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p> <p>(4) 豊中市道新千里2号線（以下「新千里2号線」という。）に面する建築物については、2階以下の階に限り、店舗、飲食店その他これらに類するものの用途に供する部分の外壁又はこれに代わる柱の面から新千里2号線の道路境界線までの距離を1.5メートル以上とすること</p> <p>に面する建築物については、2階以下の階に限り、店舗、飲食店その他これらに類するものの用途に供する部分の外壁又はこれに代わる柱の面から新千里2号線の道路境界線までの距離を1.5メートル以上とすることができる。</p>

( 現 行 )		( 改 正 後 )			
			ができる。		
6	建築物 の高さ の最高 限度	40メートル（豊中市 道新千里北町第38 号線の道路境界線か らの距離が10メー トル以内の区域にお いては、15メート ル）	10メートルかつ軒 の高さ7メートル		40メートル
7	垣又は 柵の構 造の制 限	道路に面する部分に設ける垣又は柵は、生垣、ネットフェンス、 鉄柵その他これらに類する開放性のあるものとしなければならない 。ただし、高さ2メートル以下の門又は塀（1.6メートルを超 える部分については、ネットフェンス、鉄柵その他これらに類する 開放性があるものに限る。）については、この限りでない。			
8	緑化率 の最低 限度	10分の2.5			10分の2.5

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

市議案第40号

市立豊中病院職員定数条例の一部を改正する条例  
の設定について

市立豊中病院職員定数条例の一部を改正する条例を次のよう  
に設定するものとする。

令和5年（2023年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

市立豊中病院の職員の定数を改正するため、提案するもので  
ある。

豊中市条例第 号

市立豊中病院職員定数条例の一部を改正する条例

市立豊中病院職員定数条例（平成25年豊中市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
第2条 職員の定数は、 <u>821人</u> とする。	第2条 職員の定数は、 <u>831人</u> とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

市議案第41号

市立小・中学校講堂設備の使用に関する条例の一部を改正する条例の設定について

市立小・中学校講堂設備の使用に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和5年（2023年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

義務教育学校の講堂設備の使用料の額を設定するとともに、小学校及び中学校の講堂設備の使用料の額の改正その他所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

市立小・中学校講堂設備の使用に関する条例の一部を改正する条例

市立小・中学校講堂設備の使用に関する条例（昭和23年豊中市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）					（ 改 正 後 ）																																													
<p><u>市立小・中学校講堂設備の使用に関する条例</u></p> <p>第1条 市立小学校及び中学校の講堂（屋内体操場と併用されているものを含む。以下同じ。）設備（以下「設備」という。）の使用については、法令に定のあるものの外、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2条 使用料は、次のように定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="3">講堂使用料</th> <th rowspan="2">ピアノ使用料（1回につき）</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>昼夜連続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>1,000円</td> <td>1,200円</td> <td>1,800円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">300円</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>1,200円</td> <td>1,400円</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>映画会その他特に電力を多量に消費するものについては、別に定める点燈実費を徴収する。</u></p> <p>3 <u>使用時間は、昼間午前8時から午後3時まで、夜間午後4時から午後11時までとする。</u></p>					種別	講堂使用料			ピアノ使用料（1回につき）	昼間	夜間	昼夜連続	小学校	1,000円	1,200円	1,800円	300円	中学校	1,200円	1,400円	2,000円	<p><u>市立学校講堂設備の使用に関する条例</u></p> <p>第1条 市立小学校、市立中学校及び市立義務教育学校の講堂（屋内体操場と併用されているものを含む。以下同じ。）設備（以下「設備」という。）の使用については、法令に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2条 講堂使用料は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th>区分</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>昼夜連続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1,500円</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> <td style="text-align: center;">3,300円</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> <td style="text-align: center;">2,100円</td> <td style="text-align: center;">3,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">義務教育学校</td> <td>小アリーナ</td> <td style="text-align: center;">1,500円</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> <td style="text-align: center;">3,300円</td> </tr> <tr> <td>大アリーナ</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> <td style="text-align: center;">2,100円</td> <td style="text-align: center;">3,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>ピアノ使用料は、1回につき300円とする。</u></p> <p>3 <u>特別に電気その他を使用するときは、実費を徴収する。</u></p> <p>4 <u>使用時間は、昼間午前8時から午後3時まで、夜間午後4時から午後9時までとする。</u></p>					種別	区分	昼間	夜間	昼夜連続	小学校		1,500円	1,800円	3,300円	中学校		1,800円	2,100円	3,900円	義務教育学校	小アリーナ	1,500円	1,800円	3,300円	大アリーナ	1,800円	2,100円	3,900円
種別	講堂使用料			ピアノ使用料（1回につき）																																														
	昼間	夜間	昼夜連続																																															
小学校	1,000円	1,200円	1,800円	300円																																														
中学校	1,200円	1,400円	2,000円																																															
種別	区分	昼間	夜間	昼夜連続																																														
	小学校		1,500円	1,800円	3,300円																																													
中学校		1,800円	2,100円	3,900円																																														
義務教育学校	小アリーナ	1,500円	1,800円	3,300円																																														
	大アリーナ	1,800円	2,100円	3,900円																																														

附 則

- この条例は、令和5年7月1日から施行する。



2 この条例による改正後の市立学校講堂設備の使用に関する条例第2条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

市議案第42号

奨学基金条例の一部を改正する条例の設定について

奨学基金条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和5年（2023年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

基金の額を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

奨学基金条例の一部を改正する条例

奨学基金条例（昭和43年豊中市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
第2条 基金の額は、 <u>308,328,000</u> 円とする。	第2条 基金の額は、 <u>326,039,503</u> 円とする。

附 則

この条例は、令和5年3月31日から施行する。